

## 総合資源エネルギー調査会総合部会 第14回電気料金審査専門委員会

日時 平成25年1月10日(木) 9:01~12:24

場所 経済産業省本館地下2階 講堂

### 1. 開会

○片岡電力市場整備課長

それでは、遅れている方がいらっしゃいますけれども、定刻になりましたので、第14回総合資源エネルギー調査会総合部会電気料金審査専門委員会を開催させていただきます。

本日はご多忙のところ、委員及びオブザーバー各位におかれましてはご出席いただきまして、まことにありがとうございます。また、今回も説明者として、関西電力からは岩根副社長、九州電力からは坂口常務にご出席いただいております。

では、以後の議事進行は安念委員長にお願い申し上げます。

### 2. 「経営効率化・人件費・その他経費」に関する指摘事項について

○安念委員長

では、お手元の議事次第に従って進めてまいります。

本日は2つアジェンダがございます。1つは、前回説明をいただいたのみで議論ができませんでした経営効率化・人件費・その他経費についてのディスカッションです。もう1つが、新たな原価項目として修繕費・スマートメーター関連費用について、この2つについてご議論いただきたいと存じます。

まず、前回の委員会で、関西電力及び九州電力から経営効率化・人件費・その他経費についてご説明をいただきましたが、それに関して委員等よりいただいた指摘事項につきまして、まず事務局からご説明をいただいた後に、関西・九州両電力からそれぞれご説明をいただきます。さらに、今日は経営効率化のあり方についてご識見の深い秋池委員からご説明をいただき、その後で質疑に入らせていただきたいと存じます。

それでは、まず事務局からのご説明ですが、その前に一言お断りしておきまして、実はそれぞれの論点につきましてご質問や意見が全て出終わってから、さらにご質問に対する回答も全て出終わってから、次の 이슈に移るということは不可能でございますので、率直に申しまして五月雨式にやっぴいかざるを得ません。

そこで、実際には、前々回ご議論いただきました前提計画や前回ご議論いただいた燃料費につ

いて、全ての論点が詰まっているわけでは全然ないんですが、この点についてのご回答等はまた追い追いさせていただくといたしまして、もちろん議論の時間は後にまたとるという予定でございますので、全て終わるわけではないという、その進め方でまことに申しわけありませんが、ご了解をいただきたいと存じます。

それでは、片岡さんから。

○片岡電力市場整備課長

それでは、資料3をごらんいただければと思います。

今、委員長からお話がありましたとおり、今回、資料3にまとめておりますのは経営効率化・人件費・その他経費に関するご指摘でございまして、それ以外でいただいておりますものにつきましては、後ほどまとめて回答の機会を得たいと思います。

なお、今回の指摘事項につきましても、これまでの委員会でご指摘いただいたもの、それから前回委員会の後にメール等でいただいたものをまとめております。もちろん、今回この場で新たにということも結構でございますので、まずはご紹介したいと思います。

資料3の経営効率化でございますけれども、1番、子会社、関連会社についても契約内容を示していただきたい。それから2番、3番ですけれども、発注方法の工夫をどれぐらい行って、どれぐらい削減されたか、施策の総額での対象規模、それから九州電力につきましても対象規模を示していただきたいということ。それから4番につきましても、子会社の規模、子会社取引を競争入札に切りかえた際の削減額を示していただきたいと、こういうご質問でございます。

人件費につきましては、5番、給料手当控除口（貸方）と給料手当振替額（貸方）の理由、内訳を教えてください。6番ですけれども、役員報酬の35%カットという九州電力の説明ですけれども、実際には20%カットではなかろうかと。社員の年収削減率21%と比べまして納得性の低いものではないかというご意見。7番ですけれども、値上げ後の状況を鑑みて、原価算入する人件費についての判断が必要ではないかというご意見。8番ですけれども、出向者のうち、原価算入しない団体名、人数を教えてください。9番、公益企業の加重補正ですけれども、単純平均ではなくて加重平均で算定すべきではないかというご意見であります。

次のページで、その他経費でありますけれども、10番、損害保険料の原子力関係法定保険料と原子力関係その他保険料の内訳、それから保険対象となる事故の明細と保険金額を明らかにしていただきたい。11番ですけれども、貸倒損発生額の見積もり内容について教えてください。12番ですけれども、諸費、研究開発費、賃借料、損害保険料は同業他社と比較して適切な水準か。業界平均、東電との指標による比較をご提示いただきたい。13番で、賃借料は市場価格にふさわしい水準で織り込まれているか。14番、委託費は増加要因がありますけれども、適切なものだけ

が対象になっているか。また、単価削減の努力は織り込まれているか。15番は、その他経費のうち委託費の内訳、明細、そのうち原子力発電費を委託先ごとに明らかにしていただきたい。16番、諸費の件名分のカバー率が関西と九州で異なるということについてのご見解。17番ですけれども、団体費のうち原子力安全推進協会の寄附金がふえている理由。それから18番、それに関連しまして独立性を有していると言えるのかというご指摘。19番ですけれども、排出権償却費織り込み額をゼロとしたことによるという内容をご教授願いたい。20番ですけれども、東電と比較して相対的に高いと思われるその他経費の普及開発費のより詳細な業務内容のわかる資料。特に関西電力の「省エネ・需要抑制に向けた取組み」についての内容。21番、電力中央研究所の分担金につきまして、発注案件ごとの価額の妥当性をどのように検証しているか。22番、自社開発研究費のうち社外への外注をしている部分はないのか。ある場合には外注先と金額と内容。23番、関電のコールセンター全社展開とありますけれども、その内容、目的、コストの算定方法。24番、九電の業務委託（九電ハイテック）による増加と説明がありますけれども、なぜコストが増加されるのか、その点についてご説明いただきたい。25番、原子力廃棄物処理費が増加していますけれども、処理量がふえるのか単価がふえるのか教えていただきたい。26番、関電、九電につきまして、関係会社との取引の額の多い20社の取引額、それから出向者及び役員の派遣人数を教授願いたい。

以上でございます。

○安念委員長

どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして、以上の質問事項につきまして現時点でお答えいただける範囲で、電力会社よりご説明をいただきたいと思えます。

まず関西さんから、15分程度でよろしく願います。

○岩根取締役副社長

おはようございます。それでは、資料に基づきまして、ご質問いただいたうちの経営効率化・人件費・その他経費につきまして、ご回答申し上げます。

資料4-1でございます。

まず経営効率化からご説明いたします。

3ページでございます。発注方法の工夫による低減費目及び低減額につきましては、表に記載のとおりでございます。低減額の総額は年間で175億円程度でございます。

4ページです。関係会社との契約内容ですが、価格査定、契約条件のいずれも、一般会社、関係会社の区分にかかわらず同一の考え方を適用しております。また、当社の要求品質や技術力を

有する一般会社がある場合には、指名競争入札を実施することを原則としております。ただし、定検工事、配電工事、お客様対応業務の委託など、関係会社でないと当社の要求品質や技術力を満たすことが困難な場合には、特命発注を行っております。

5 ページでございます。関係会社発注割合と今後の競争拡大による削減見込みですが、資材調達約 6,000 億円に占める関係会社への発注の割合は 46%でございます。また、競争発注導入効果の調査結果に基づく削減率 7%を全ての関係会社発注案件に適用すると、低減額は約 196 億円となります。

なお、今回申請の料金原価には、この考え方にに基づき、関係会社分も含め、既存契約分等を除く発注案件全てに 7%の削減を織り込んでおります。

6 ページでございます。関係会社との取引高の上位 20 社ですが、平成 23 年度実績における当社向け取引高上位 20 社と、それらの関係会社に対する出向者と出向役員数について、一覧にまとめておりますので、ご確認いただきたいと思います。

続きまして人件費でございます。

8 ページでございます。給料手当控除口（貸方）と給料手当振替額（貸方）ですが、給料手当に整理される控除口は、出向者に関する出向先からの給料の戻入分などです。また、給料手当振替額は、給料手当に計上される金額のうち、建設工事等に従事する者の各該当項目への振替分です。

9 ページでございます。原価に不算入とした出向者ですが、出向者に係る人件費につきましては、116 団体、1,017 人に関する当社負担分を原価不算入としております。

10 ページでございます。「公益企業平均」の算定ですが、類似の公益企業との比較について、加重平均で行ってはおとのご質問をいただきましたが、審査要領に規定されているガス事業、鉄道事業等「類似の公益企業の平均値とも比較しつつ」とは、それぞれの業種の水準を参考にするという趣旨であると理解してございまして、それぞれの業種を均等に加味するという観点から、単純平均といたしております。

次に、その他経費でございます。

12 ページでございます。賃借料・損害保険料・研究費・諸費の他社比較ですが、他社との水準比較に際しましては、各社で業務運営方法が異なる点に留意することが必要であると考えておりますが、販売電力量当たりの単価で比較しますと、損害保険料、諸費は 10 社平均を少し下回る水準、賃借料、研究費は平均を上回る水準となっております。賃借料には、通信システムに必要となる光ファイバーの賃借料金が反映されており、研究費では原子力に関する研究比率が高いという特徴がございます。

13 ページでございます。賃借料の水準の妥当性ですが、賃借料につきましては、周辺物件の市場価格や地価等との比較及び法令や条例に基づいた単価を用いて算定しております。具体例といたしまして、当社本店ビルの賃料単価と比較対象としている近隣ビルの単価を記載しておりますので、ご確認ください。

14 ページでございます。委託費の内訳及び単価削減ですが、上の枠に記載のとおり、前回から新規制対応に係る原子力発電所安全対策調査に係る費用やシステム対応に係る費用などが増加しております。一方で、単価につきましては、市況水準で単価設定を行うなど低廉な価格での契約に努めており、その単価からさらに7%カットを反映した金額を算入しております。

なお、下の表では、今回の委託費の内訳について一覧にまとめております。

15 ページでございます。委託費の単価設定ですが、具体例としてコールセンター運営に係る委託の単価設定を記載しております。賃金構造基本統計調査などを参考に、市況水準での単価設定を行っております。

16 ページでございます。コールセンターの概要ですが、コールセンターとは、各営業所で実施していた電話受付業務を集約して行っている部署であり、転宅シーズン等で変動する入電量に対し柔軟に要員配置ができる委託先を活用することで、対応品質の向上とコスト低減を図っております。

17 ページでございます。原子力発電関連委託費の内訳ですが、原子力発電関連委託費の内訳を表のとおり記載しております。原子力発電所運営関連業務に加えて、シビアアクシデントやバックフィットといった新規制対応の原子力発電所安全対策調査などを反映し、総額で381億円の委託費を織り込んでおります。

なお、個別の委託先につきましては、先方との守秘義務契約があることや今後の委託交渉に悪影響を及ぼすこともあり、さらには今後競争入札を拡大する方向であることから、回答は差し控えていただきますが、業務の内訳別に委託先を申し上げますれば、例えば調査業務についてはプラントメーカーや関係会社、警備、発電所運営、社屋管理といった業務につきましては警備会社や関係会社、その他の業務につきましても、当該業務の専門性に応じて委託先を選定しております。

18 ページでございます。原子力関係の損害保険料ですが、原子力関係の損害保険料は、法定保険である原子力損害賠償責任保険及び原子力損害賠償補償契約と、任意保険である原子力財産保険の合計となっております。それらの保険の内容について記載しておりますので、ご確認ください。

19 ページでございます。普及開発関係費の主な業務内容ですが、業務内容といたしまして、電

気料金に係るパンフレットの作成、電気事故防止のための周知活動、節電・省エネ、需要抑制に係る情報提供やコンサルティング活動、ホームページの運営や広報誌の発行、発電所のPR館運営や発電所見学会などがございます。

20 ページです。節電・省エネ、需要抑制に向けた具体的な業務内容ですが、お客様に需給安定化の取り組みに対するご理解とご協力を賜り、節電・省エネの実効力を確保する取り組みを行ってまいりましたが、今後も、マスメディアやインターネット、パンフレットといった各種媒体を通じ、イベント開催や専用ダイヤルへのお問い合わせといった機会も活用しながら、積極的かつ丁寧な情報提供やコンサルティング活動を継続的に実施する必要があると考えております。

21 ページでございます。お客様の節電・省エネに関するご意見などですが、節電・省エネに関するお客様や自治体様等の意識・関心は一層高まってきており、そのようなご要望にお応えするためにも、前ページでご説明した節電・省エネに資する取り組みを継続して実施していくことが必要と考えております。

22 ページでございます。電中研分担金の算入額の妥当性検証ですが、原価算定期間における個別の研究件名ごとに、研究内容及びそれに必要な費用を確認しております。なお、従来から、研究件名ごとに仕様の見直しを行うなど可能な限りの費用圧縮に努めており、また、電中研全体の人件費や経費などにおけるコスト削減の実態についても確認しております。

23 ページでございます。自社研究費における社外委託分ですが、自社研究費につきましても、電力の安定供給という観点から、費用の優先度を考慮し、研究件名を厳選した上で、社内で保有していない高度で専門的な知見・技術を必要とする研究については、外注しております。

24 ページ、諸費における算定手法の考え方ですが、原則として、業務ごとに物量、単価等を想定し、件名を積み上げて算定し、件名ごとの積み上げによる算定が困難な業務については、一括分として過去実績等に基づき想定しております。

なお、その他諸費につきましては、仔細な金額の積み上げであるため、総額の大半を占める主要部門については件名として把握し、その他の部門が所管する業務については件名扱いとせず、一括分として過去実績等を用いて算定しております。

25 ページ、26 ページに原子力安全推進協会に係る団体費について記載しております。原子力安全推進協会は、最新知見の収集や事業者の意向に左右されない独立性を確保しながら、事業者の安全性向上活動の評価などを一元的に行い、安全性向上活動を促進・牽引していくことを目的に、日本原子力技術協会を改組し、平成 24 年 11 月に設立した組織であります。日本原子力技術協会が実施してきた活動内容に加え、新たにシビアアクシデント対策や人材育成の実施、また、従来から行ってきたピュアレビュー、テーマ別レビューなどについても、強化を行うことで活動費用

が増加しておりますが、体制強化に係る費用を含めて積み上げを行った結果を確認しており、妥当な金額であると認識しております。

なお、独立性を確保するための体制・仕組みの構築につきまして、26 ページの中段に記載させていただきます。

27 ページでございます。CO<sub>2</sub>排出権償却費の織り込みですが、当社は、電気の低炭素化を目指し、平成 20 年度から平成 24 年度の 5 年平均での CO<sub>2</sub> 排出係数を 1 キロワットアワー当たり 0.282 キログラム程度まで低減させる取り組みを推進しており、その目標を達成するための補完的措置として排出権を取得し、当該期間に償却しております。一方、平成 25 年度以降につきましては、我が国の目標が未定であることなどから、当社としても現時点において排出権の取得は未定であるため、排出権償却費をゼロとしております。

28 ページから 30 ページにかけて、原子力廃棄物処理費の概要と主な増加要因について記載しております。イギリスとフランスでの再処理に伴って発生する放射性廃棄物の日本原燃への返還物量の増及び原子力発電所で発生する低レベル放射性廃棄物の日本原燃への輸送、埋設物量の増が主な増加要因となっております。

31 ページに飛んでいただきまして、電気料貸倒損の見積もりの考え方、算定内容ですが、31、32 ページで記載しております。電気料貸倒損は貸倒損引当額と貸倒損発生額の合計になります。原価算定期間における計算方法と電気料貸倒損の計上イメージを表とグラフで説明しておりますので、ご確認ください。

説明は以上でございます。

○坂口取締役常務執行役員・経営企画本部長

それでは、引き続きまして九州電力のほうからご説明させていただきます。

まず、1 ページをごらんください。経営効率化に関する項目のうち、子会社・関連会社取引の契約内容についてご説明いたします。

子会社・関連会社取引は、当社直営業務の外部化による効率化のほか、山間部・離島も含め、災害時とか緊急時においても迅速に対応できる有力な外部事業者が存在しない分野での資機材の安定確保を主な目的としております。取引に当たっては、外部事業者と同一の基準により、市況を踏まえた価格査定・交渉を行うなど、調達コスト低減へ取り組むとともに、グループ一体となった効率化として、他業種企業の先進事例に倣った協働での原価改善活動や、各社の効率化目標を織り込んだアクションプランを実施しております。

次に、2 ページで資機材調達における競争導入の対象規模についてご説明いたします。

競争導入効果の反映対象は、費用・投資合計で年平均 4,561 億円、設備投資分を原価上の費用

である減価償却費へ換算いたしますと、対象額は3,256億円となっております。

3ページでございます。調達金額に占める子会社取引の規模及び競争導入による低減額についてご説明いたします。

平成21年度から23年度の3カ年平均の資機材調達額は約4,500億円であり、このうち子会社・関連会社との取引額は約1,900億円、発注比率は約42%となっております。子会社・関連会社の製造に係る電力用資機材のうち、安定調達可能な競争先を確保できた資機材については、従来から競争入札を実施しているため、随意契約から競争発注へ切りかえた場合のコスト低減効果をお示しすることはできませんが、子会社取引については、先ほど述べました原価改善活動やアクションプランを通じて調達コストの低減に取り組んでおり、合計で約105億円のコスト低減効果を上げております。今後は、これまでの取り組みの成果から、さらに調達コスト低減の深掘りを行ってまいります。この低減額を試算いたしますと、年平均85億円程度と見込んでおります。

経営効率化に関する項目についての説明は以上でございます。

次に、人件費についてご説明いたします。

4ページでございます。これは先ほど関西電力さんの説明にございましたので、説明は割愛させていただきます。

次に、5ページ、役員報酬の減額率についてご説明いたします。

役員給与につきましては、一般電気事業供給約款料金審査要領を踏まえまして、1,000人以上の企業平均値を基本としております。今回原価に織り込んでいる1人当たり役員報酬の水準は、人事院の「平成24年民間企業における役員報酬（給与）調査」における常用労働者1,000人以上3,000人未満の企業平均と3,000人以上の企業平均の間に位置しており、1,000人以上の企業平均値と同等と考えております。

役員報酬の1人当たり減額率は、昨年11月申請時にあわせて公表いたしました「経営効率化への取組み」にも記載しておりますが、前回原価と比較して、取締役1人当たり35%の減であり、監査役も含めると、役員1人当たりは31%の減となっております。

なお、役員報酬総額については、前回原価と比べ20%の減額率となっておりますが、これは、前回に比べまして取締役が3名増員したことが原因でございます。

6ページでございます。値上げの影響として給与や人員の削減を挙げる企業がある中、当社の人件費についてもその影響を考慮すべきとご指摘でございますが、今回原価算入している人件費については、電力の安定供給を担う人材の確保や社員のモチベーションへの影響なども念頭に置き、審査要領のメルクマールを踏まえた年収削減のほか、役員報酬の減額や福利厚生制度の見直し等、最大限の効率化努力を織り込んでおります。



7ページでございます。原価不算入とした会社・団体数は92、出向者数は366人でございます。なお、原価不算入とした主な出向先は、表のとおりでございます。

8ページでございます。年収メルクマールにおける他公益企業平均の算定方法についてご説明いたします。

他公益企業の平均年収につきましては、ガス、水道、鉄道、通信、航空の5業種の年収水準を単純平均して算定しております。これは、東京電力様の認可時において、他公益企業平均は単純平均625万円とされており、「供給約款変更認可申請に係る査定方針」においても、他公益企業平均が625万円となっていることを踏まえております。

審査要領にございます「類似の公益企業の平均値とも比較」とは、それぞれの業種の水準と比較し、妥当性を判断するものと理解しており、特定の業種の影響を受ける加重平均ではなく、単純平均として申請をしております。

人件費に関する項目についての説明は以上でございます。

次に、9ページ以下、その他経費に関する項目についてご説明をいたします。

まず、9ページの表題でございますが、誤りがございまして、「委託費における原子力発電費の内訳」となっておりますが、これは正しくは「原子力関係損害保険料の内訳」でございます。お詫び申し上げます、口頭で訂正させていただきます。

この中身につきましては、先ほど関西電力さんのほうからご説明がありましたので、省略をさせていただきます。

10ページでございます。電気料貸倒損の算定内容でございますが、これも関西電力さんの説明と重複しますので、説明は割愛させていただきます。

11ページでございます。こちらは、賃借料・損害保険料・研究費・諸費を各社ごとに比較したものでございます。東京電力さんは平成24年7月の認可後原価、関西電力さんと当社は今回申請原価、その他の7社は23年度の実績値をそれぞれ使用しております。

電力10社の販売電力量当たりの平均単価を1とした場合、当社の賃借料・研究費・諸費はおおむね平均並みの水準となっております。損害保険料につきましては、火力発電所設備の事故に伴う保険金の受け入れに伴いまして、原価算定期間の保険料が上昇することにより、当社は平均を上回る水準となっております。

なお、需要密度や業務運営方法など各社の特性もあり、一律の比較は必ずしも適切ではないと考えております。

12ページでございます。賃借料の単価の妥当性でございますが、関西電力さんの説明と重複いたしますので、割愛をさせていただきます。

13 ページでございます。委託費の増減要因等についてご説明いたします。

今回原価には、シビアアクシデントやバックフィット対応といった原子力発電所の安全対策に関する法規制対応費用として 82 億円、従来、当社社員が実施しておりました発電設備や送電設備の保全業務の委託化に関する費用として 94 億円を算入しており、これらが前回原価からの主な増加要因となっております。今回原価からこれらの増加要因を差し引きますと、業務委託範囲、内容の見直しなどの業務全般にわたる効率化などにより、前回原価を 72 億円、約 1 割下回る水準となっております。また、今回原価には、競争発注を導入した場合のコスト低減効果として 46 億円を織り込んでおります。

委託費の主な内訳と概要は記載のとおりでございます。

14 ページでございます。委託費のうち原子力発電費の内訳を示したものでございます。

今回原価には、原子力発電所運営に係る費用に加え、新たな安全規制に対応するための技術的評価・検討に関する費用など 185 億円を織り込んでおります。

なお、今後の契約交渉の都合上、個別件名の具体的な委託先をこの場でご提示することは差し控えさせていただきます。

次に、15 ページでございます。諸費の一括分計上の考え方についてご説明いたします。

今回の原価算定に当たっては、費用の透明性を高める観点から、原則として件名積み上げにより費用を算定しております。ただし、発生箇所、内容が多岐にわたる費用など積み上げが困難な件名につきましては、一括分として過去の実績に基づき算定しております。費用の内訳は記載のとおりでございます。

次に、16 ページ、原子力安全推進協会に係る団体費についてでございますが、これも関西電力さんの説明と重複しますので、説明は割愛させていただきます。

17 ページでございます。普及開発関係費の主な業務内容について記載をしております。

今回、メディア等におけるイメージ広告、オール電化関連の広告宣伝費、販売促進に係る PR 館等の費用は、全額原価不算入としており、それら以外に今回原価算入したもののについて、分類ごとに主な業務内容を記載しております。

18 ページでございます。電力中央研究所分担金の算入額の妥当性でございますが、これも関西電力さんの説明と重複しますので、割愛させていただきます。

次に、19 ページでございます。こちらは自社研究費における社外委託分について記載をしております。

自社研究費約 27 億円のうち、約 23 億円を社外へ委託する計画としております。自社で保有していない技術力・設備・専門的知見等が必要な研究は、それらを有する企業や大学等の研究機関

へ委託をしております。委託先と主な委託内容は記載のとおりでございます。

20 ページでございます。九電ハイテックへの業務委託についてご説明いたします。

九電ハイテックは、電力輸送部門において、従来、当社とグループ会社3社で実施しておりました現場保全業務を一貫実施することにより、専門性や労働生産性を高め、設備高経年化への的確な対応や保全技術力の維持・継承という目的を達成するために設立をいたしました。これにより、当社は保全方針・ルール立案等の戦略業務に特化し、九電ハイテックと一体となって供給責任を果たす業務運営体制を構築しております。

今回の九電ハイテックへの委託費は、前回時点での相当費用と比べまして、本社費用や社内システム費用など管理機能等の増分はあるものの、当社出向社員人件費や諸経費等の効率化を織り込むことで総合的には減少しております。九電ハイテックが自律的に保全業務を一貫して実施する中で、経営資源の効果的活用や業務運営の効率化などに継続的に取り組み、長期的には電力輸送コストのさらなる抑制に寄与するものと考えております。

21 ページでございます。こちらは原子力関係の廃棄物処理費の増加理由について記載をしております。

原子力関係の廃棄物処理費は、前回原価と比較すると11億円の増加となっており、そのうち8億円は、低レベルの放射性廃棄物の輸送・埋設関係費用の増加によるものです。

発電所で発生する低レベル放射性廃棄物については、サイト内の固体廃棄物貯蔵庫に保管後、六ヶ所低レベル放射性廃棄物埋設センターへ搬出しておりますが、貯蔵庫の空き容量及び輸送の効率性を勘案しまして、平成15年度から21年度までは搬出を中断しておりました。その後、22年度から搬出を再開したことから、前回原価に比べ費用が増加をしております。

最後に、22 ページでございます。当社と取引の多い関係会社上位20社とその主な取引内容、取引額、出向者数をお示ししております。

本資料の説明については、以上でございます。

○安念委員長

どうもありがとうございました。

それでは、秋池委員よりご説明をお願いいたします。10分程度でお願いできますでしょうか。

○秋池委員

それでは、資料5をごらんいただけましたらと思います。

こちらのタイトルに「電力会社の調達効率化」と書きましたのは、もちろんここがそういう場であるということもあるんですが、世の中でいろいろな産業の会社さんの調達の効率化のお手伝いをしていると、電力会社の調達の効率化というのはかなり難しいものの部類であるというふう

に感じるところがございます。大変有名な調達の事例といたしますのは、例えば自動車会社さんが部品を調達なさるときの非常にすぐれたやり方でありますとか、あるいは汎用品で、どの企業さんもありますが、たくさん供給する方がいて、そういう方たちを競争させることで相当程度価格が下がっていくというタイプのもので多い会社さんというのもございます。

ただ、電力会社の場合の特殊性といたしますのは、設備投資のサイクルが非常に長いということ、それから、おのおのの設備が各時代につくられたということもあって、同じものが二つとないという特殊性があるということ。したがって、最初のメーカーさんとかかわりというのが長く続いたり、あるいはグループの中にしかその技術がなかったりという難しさがあるということが特殊性としてあろうかと思えます。

さらに難しいのは、なかなか効果が短期に出にくくて、やったことの成果が見えにくいということによる難しさもあるのかと思っております、今日は少しそういうことにかかわる話をしてみたいと思います。

まず、右下にページを書いておりますが、1ページをごらんいただきたいんですけども、これは電力会社さんの調達効率化の枠組みをこんなふうを考えてみました。こちらは買電・燃料は除いておりますけれども、修繕費・委託費・減価償却費、その他経費と、電力会社さん本体がなさるもの、左の縦軸に書いてあります。それから下のほうに、子会社・関係会社さんで電力会社さん本体とのかかわりが強いところ、取引が大きいところというところの調達の内容ですが、修繕費・委託費・減価償却費について、大切なのは買い方を変えるという、主には調達方法を改善していくというやり方、それから買うものそのものを変えていくということ、それから買う量を減らすという、このあらゆる視点で調達について確認ができていくということが非常に重要だと思えます。

そこに、例えばこんなことというのを書いておりますけれども、買い方を変えるというのは、先ほど来お話も出ていますが、競争入札比率を拡大していくということでありますとか、国内にかかわらず海外も含めて、一番すぐれた調達先を探していくというようなタイプのもの。それから買うものを変えるというのは、仕様のごときはよく議論になりますが、機器の仕様や物品・役務にかかわる仕様、それが過剰なサービスになっていないとか、過剰なスペックになっていないとか、あるいは仕様が後日修繕がしにくいものになっていないかというタイプの、買うものそのものを変えるということ。それから買う量を減らす、これは法令がございますので、それを準拠しながらということにももちろんなりますけれども、リスクも精査しながら、安定供給を守りつつも削減できるもの、あるいは頻度を下げていけるものがないかというものを見ていく必要があるかと思えます。

それから、その他経費についてはそこに書いてあるようなものですが、あとは子会社・関係会社さんもたくさんおありですけれども、そういった中で子会社さんだけに出すのではなくて、外注も含めて競争していくというようなことでありますとか、たくさんの子会社さんがある中で、ばらばらに発注するのではなくて、まとめていくとか、まとめられるように電力会社各社さんの発注の仕様を変えていくというようなこと。あるいはグループの中での共同のコスト削減をするとか、親会社である電力会社さんからの発注のやり方を変えることによって、業務が平準化されて、それで効率の余地が生まれるということもあろうかと思えます。

次の2ページに、これは私どもが海外でユーティリティ、海外の場合はガスと電気が一緒の会社なんかもあったりしますのでユーティリティと書いておりますが、そういった会社でどんなことをやっているかというのを調べてみたんですけれども、「効率化手法」と真ん中の行あたりに書いておりますが、買い方を変えるというところでは、サプライヤーさんを変えていく、あるいは組織横断で一括の購入をする。あとは安い国から買うというようなことでありますとか、外注と内製を見直す。外でやると高いから内製しようというのもございますし、中でやると高くなるからもっと安いところに出そうというのがありますが、こういうところでリバースエンジニアリングなども用いながら、自分たちでつくっていくにはどうしたらいいかというようなことも見ていくということもございます。

それから、仕様については、これは日本ではなくてアメリカなどでありますけれども、同じ型の発電所を大量に発注して、自社でエンジニアリングの能力を高めるというようなタイプのものもございます。

あとは、買う量を減らすという中では、日本ですぐにできるということばかりではないんですけれども、修繕で定検の頻度を見直したりとか、国によってこのあたりは法令がかなり違いますので、できることかもしれませんけれども、そういったようなことをやっていたり、あるいは検査の期間を、1カ月でやるんじゃなくて20日でやるようにするとか、そういうようなことも含めて考えていく。あるいは設備投資の対象を厳選したり、さまざまな工事量を減らすとか、設備量を減らすとか、そういったようなものを行っているところがございます。

あとは、燃料にかかわるところですが、より効率のよい発電所をより多く使うことによって燃料費を減らしていくというような工夫も、かなりされているようなところがございます。

最後の3ページをごらんいただきたいんですけれども、今回、関西電力さんと九州電力さんの効率化の資料を拝見いたしますと、いずれもこういったキーワードの中で、日本で可能と思われるものはかなりの程度織り込まれているようにお見受けしております。もし織り込まれていないものがあれば、ぜひそれはこの資料などもご参考になさりながら、やっていただきたいと思うと

ころです。

キーワードが織り込まれているとなりますと、あとはやり方とやる度合いでありまして、そのことについて書いておりますが、まず1)ですけれども、買い方を変えるというところで、競争発注の拡大というのはよく言われるところであるんですが、もちろん安くするための一つの手法として競争発注の拡大があるわけで、この比率を上げることそのものが目的ではなくて、目的はコスト削減であったりですとか、一つの事業者さんに偏ることによるリスクを分散していくとか、そういったところにあるわけでありまして、それ以外にも、むしろ競争するよりは特定のサプライヤーさんと徹底的に原価低減に取り組んだほうがいいというようなことでありますとか、先ほど来言っている量を減らす、仕様を変えるというものもございますけれども、そういったことも踏まえながら、なおかつ競争発注を拡大したほうがいいんじゃないかというのは、後でまた触れさせていただきます。

1)の2つ目のポツなんですけれども、そもそも電力会社さんは、機能分担子会社をつくることで原価を低減するという取り組みを歴史的にずっと続けてこられたということもございまして、むしろ本体側に技能が残らず、子会社のほうにだけその技能や技術を持っている方がいるというようなこともございまして、例えば競争可能にしていこうという思いはあっても、仕様書一つ書くにしても、本体だけでは書けないというような現実もあろうかと思えます。

そういう意味では、慣れた子会社さんにいつものとおりにやってよというのが一番、時間的には効率的なんだと思うんですけれども、それを続けていますと発注先もふえてまいりますので、グループを挙げて、できるところからでもいいんですけれども、仕様を形式化していくという作業をすることによって、将来の発注先をふやしていくというようなこともできていくのではないかと。

それから、発注先がそもそも、電力にかかわる場合は少数のところしかないという場合もございまして、例えば特定の3社なり5社なりというのでも、その中でどれだけの提案をしてくれたかということによって、シェアを変えるということで、相当程度の競争が働くということもございまして。

それから、業務を固まりで見ると、これはとても外には出せないなど、中核業務だからどうしてもグループ内でやらなければだめだというふうに見えるところもあるかもしれないですけれども、業務の要素を丁寧に見ていくと、この部分なら出せるのではないかとということもあるかもしれません。例えば、発注の項目として業務システム関連委託という項目があったとすると、実はその中には、もちろん発電設備の中核部分の炉心のオペレーションシステムなどという、外部の方に頼めないようなタイプのものもあるかもしれませんが、周辺部分で、この部分なら切り出

せるのではないかというような目で見ると、できることはまだまだあるのではないかと思います。

それから、2番目なんですけれども、いずれも短期でできることももちろんあって、それはぜひともやっていただきたいんですけれども、中長期に取り組まないとできないということもあります。例えば、市場に代替のプレーヤーがいなかったとしても、新規のサプライヤーさんで、もしかしたらこの人たちはやれる能力があるかもしれないというところに対しては、部分的に発注してみるとか、試験的に少し仕事をやってもらってみて、その方たちの能力でありますとか実績を評価する、あるいはサプライヤーさんを育てるという視点も大事だと思います。そういった中で件名であるとか工程を拡大していくということができるとかなど。

それから、非常にレベルの高い装置ですと、装置を作ったメーカーさん以外に頼むというのはなかなか難しいと思うんですけれども、比較的周辺部分の装置の修理などですと、サードパーティーであるとか国内外も含めて評価をすれば、使えるというものもあるのではないかと。

あとは、先ほど来申し上げているとおり、仕様書を書くにしても、電力会社側の技術力が上がっていかないと、サプライヤーを育てることもできませんし、発注するときこれをやってほしいんだということを明快に言葉で伝えることができないというのがございますので、そういったことも必要になっていく。

そうなりますと、3番ですが、すぐに成果が出るタイプのものもちろんありますし、そういう意味では今回の料金の3年間というのに直結しないことも含めまして、これは経営が最大の課題の一つであるというふうに認識して、経営が主導していくということが重要で、いずれも長期にやり続けなければいけない。それから、自社に、今までむしろ子会社さんに出していたような技術力も含めて本体でどこまで持つのか、そういったことも含めて、技術力だとか組織力を向上していく。それを、すぐに成果が出ないことというのは、どうしても経営陣もお忙しいですので、目先のやらなければいけないことのほうに目が向いてしまうんですが、やり続けるというマインドと担当部門がちゃんとやっているかということモニタリングし続けていくということ。不断の努力が重要だと思います。

それから、4つ目に適正さの検証と書いているんですけれども、これはどういうことかと言いますと、真偽はともかく、どうしても世の中の目が電力会社さんの原価というのは高いんじゃないかという気持ちを持っているわけですね。実際に高いかどうかというのは、なかなかはっきりさせにくいんですけれども、適正な原価かどうかをわかってもらうためにも、継続的に努力をしているという姿を示し続けるしかないのではないかと思います。

また、そのためにも世界のトップランナーを研究してみる。もちろん設備ですとか法令が違いますので、何もかもということではありませんが、学べることは必ずあると思いますし、国内外

でベンチマーキングをして、それぞれの指標がどのぐらいのレベルにあるのかということを見ることも大事。

それから、どうしても感覚論みたいなのが、わかった者同士の間では生まれてしまうということがございまして、第三者の視点を、東京電力さんの場合はああいうことがございまして、第三者の目が随分入ったわけですが、公的だろうが私的だろうが第三者の目で見えていくということによって、これは中核業務だからできないということの中に、さっきも申しましたように、この要素は出せるんじゃないかというようなことも含めて入れていくということが大事なかなと思います。

関西電力さんの資料の中にも、資料4-1の3ページだったんですが、至近1年で15%近い削減をしましたというような数字がありまして、これは本当に多大な努力をなさったんだと思います。それから九州電力さんも、他社と共同で調達をすとか、アクションプランをつくるとか、ぜひこれをここでとどまらず続けていただきたいということと、それから安定供給を需給のバランスの中で守りながらやっておられますが、本当に大変なご尽力をされていると思うんです。すけれども、効率化というのは企業の永遠のテーマでありまして、これで終わりということとはどんな産業にもないんですね。ですので、今示しておられること、あるいは今ここが限界だと思っていることに挑戦をし続けて、ここにとどまらず削減をしていく、それから、その適正さというものを世の中に訴えていくということをお願いしたいと思っております。

以上でございます。

#### ○安念委員長

どうもありがとうございました。

それでは、これからはディスカッションですが、事務局のご説明、それから両電力のご回答、ご説明、それから今、秋池委員からお願いいたしました授業と申しませうか、レクチャーに対して、それも含めまして、前回積み残しをいたしました経営効率化・人件費・その他経費についてディスカッションをお願いしたいと存じます。

それで、議論をだんだんと収れんさせていかなければならないものですから、これは私自身の頭の整理のために、1つ2つコメントさせていただきたいと存じます。

まず経営効率化ですが、これは東電のときにはそんなに本格的に議論いたしませんで、今回、非常に力を入れて論じております。私どもが準拠しなければならないのは審査要領と、去年の3月30日付の審査要領に今回の両社の認可申請が合致しているかどうかということを考えるというのがこの会議でのミッションなんです。経営効率化につきましては審査要領にもかなりの記載があるんです。あるんですが、これはトップランナーと比べてどの程度頑張っているか頑張っ



ていないかで減額査定を、いわばペナルティーとしてするというものなのですが、この審査要領の記載はかなり平時モード、平時スペックでございまして、頑張っていないところも減額査定は3%という余り気合いの入っていないものでして、既に東電を含めて両電力さんの姿勢からして現実のほうが先に行っておりまして、審査要領はそれほど大きな意味を、この 이슈 について は余り持たないだろうと思います。これが第1点。

次に人件費につきましてですが、これは東電の議論をいたしましたときも、まず人員計画のところから入ってまいりました。人員計画については審査要領には格別記載はないんですが、やはり従業員、正社員1人当たりの生産性、つまりは販売電力量あるいは売り上げというものが、他の電力各社に比べてどうかということは重視したという経緯があったように記憶しております。

それから人件費本体、本体というのはつまり1人当たりの人件費ということですが、これはご案内のとおり審査要領に記載がございまして、常用労働者1,000人当たりの企業の賃金を基準といたしまして、公益企業も参照するという事なんです、どのように参照するのかについては別に書いていないものですから、割にふわふわとした形になっております。

東電の場合は、年齢等の補正を加えない賃金水準にほぼ近かったものですから、審査要領との関係では格別の問題が生じなかったというふうに記憶しております。今回の場合は両電力さんもいろいろ補正を加えておられます。つまり年齢による補正、それから地域補正、地域補正をすることは審査要領にも書かれています。それから勤続年数の補正といったものをしておりまして、そのような補正の仕方が妥当であるかどうか。それから、補正をするときに使った基本となる統計の資料が、若干ですが両電力の間で違っておりまして、これについてもどのように考えるのかといった問題があるかと存じます。

それからその他経費ですが、これは雑多なものですので、今、秋池先生から教えていただいたようなことを我々も東電のときに、余り自覚的・体系的にはないけれども、一応考えたとは思いますが、今度こういうふうに明確に示されましたので、こうした視点で考えていくことになるかと思います。例えば家賃なんかについて言えば、世間の相場で坪当たり高く借りていませんかというようなことは、当然問題になることだろうと思うし、それから件名分は、今回、両電力さんとも件名で積算しておられるんですが、余り一括分が多いとおかしいんじゃないかと、そういうようなことを東電のときにはやったというふうに記憶しております。

というのが私の頭の整理で、その程度の整理しかしていないのかとおっしゃられるかもしれませんが、できるだけ議論を活発にしつつ、かつ取れんも考えていくという、なかなかトレードオフですけども、そういうふうにして進めさせていただきたいと存じます。

どうも長くなって申しわけございません。どうぞ、どなたからでも結構ですので、ご発言くだ

さい。

永田委員、どうぞ。

○永田委員

それでは、両社の資料をいただきまして、私の質問が多かったため、内容を確認させていただきます。また、今後、私ども専門委員が個別にこの内容については確認をするという手続が別途あると理解しておりますので、そのための事前の確認という意味も含めまして、幾つかご質問させていただきたいと思います。また、今回、詳細な資料をご提供いただきまして、両社の皆様には厚く御礼申し上げます。

まず、関電さんの19番のところからまいりたいと思います。その他経費の普及開発関係費のところ、ここで私が質問させていただいたポイントは、普及開発関係費については関電さんもかなりコストダウンされているということは理解しております、その中で、たまたま九電さんの資料と比較している中で、19番の真ん中あたりのところに節電・省エネ、需要抑制関連の費用の金額が51億4,100万円となっています。これに該当すると思われるところが、九電さんの17番の資料にございまして、この節電・省エネ、需要抑制関連の金額が1億3,900万円と小額となっています。金額レベルが違うのはカテゴリーが違うので、全体の中の一項目だけ取り上げてとやかく言うつもりはございませんが、いずれにしても中身については、今後確認の作業の中で確認させていただきたいと思っております。それが1点目です。

それから、関電さんの資料の22番でございますけれども、電中研さんのコストについては、個別案件についての妥当性ということは、ご説明いただいた資料で全体観として確認させていただきましたので、個別についての詳細な内容確認は、別途作業をさせていただきたいと思っております。

それから、23番の自社研究費の社外委託というところですが、私も、社外委託が比較的多いと思います。社内研究ということだったので、もともと社内の人を中心として研究しているのかなと思ったわけですが、外部の委託が多いということで、これは電中研さん等のコストと同じように、外部委託については単価と工数の中身のチェックというのが必要だと思っておりますので、これは別途確認させていただきたいと思っております。

それから、関電さんの資料の24番のところ、ここで確認をさせていただきたいのは、ご説明の最後の黒ポチ、「その他諸費については」云々かんぬんというところで、最後の2行目のところに「その他の部門が所管する業務については、実務上の観点から、件名扱いとせず一括分として、過去実績等を用いて算定している。」となっています。これはその他の部門が所管する業務については、便宜的にというか、実務的な観点から、件名扱いとすることもできますが、一括扱いとし

ているというふうを読むのか、そもそもこれは一括扱いという積み上げ方式をとっているのか、ここがちょっとわかりにくかったので、後でご説明いただければと思います。

それと、25の原子力安全推進協会の団体費ですけれども、この協会の位置づけは理解をさせていただきました。シビアアクシデント対策ということですが、この中の人材育成という、社長研修とかSA人材育成の実施と、ここがちょっと、この協会の位置づけと人材育成が若干違和感がありまして、この業務がどういった意味をなしているのかご説明いただきたいと考えております。

それから、最後に排出権のところでございますけれども、27番のCO<sub>2</sub>については、基本的には、今後排出権の取得をしないという前提でこれをゼロにしたということで、ある意味ではエネ庁さんも含めてこの辺は国の政策との関係が気になるところですが、基本的にはそういう前提で計算されたということで理解いたしました。

以上でございます。

#### ○安念委員長

その次は山内先生ですけれども、区切りましょうか。両電力が出てこられると比較されちゃってかわいそうなところもあるんですけども、普及開発関係費が、大きさが違うんだから違うんだよと言われてしまえばそれまでなんですけれども、関電さんのほうがちょっと多いなと思っちゃうというのは確かにあるだろうと思います。

それから、これは両電力さんに伺いたいんですが、研究開発部門みたいなものを分社化するというようなことはなさっているんでしょうか。それと外部委託が多いかどうかというのは、やや関連があると思うんですけども、そういうことも含めて、現段階でもしお答えいただけることがあるならお答えください。

#### ○岩根取締役副社長

普及開発関係費については確かに、九州電力さんとの比較はしていませんけれども、カテゴリーの整理が違うものもあるかと思うので、我々が節電・省エネとしている部分が、ひよっとすると九州電力さんは別のところに入っているかもしれませんけれども、我々はこのところに入れておまして、これは特に平成23年、24年で非常に需給が厳しい中、21ページにも書いてございますけれども、いろいろ節電のお知らせをマスメディアを使ったりインターネットを使ったりしてやっている中で、お客さんのご意見も聞きながら、こういった活動についてはぜひ継続して普及活動していただきたいというお声もありましたので、我々としては、ここのところはしっかりやっていきたいということで、もちろん平成23年、24年の実績よりは減らしておりますし、中身も少し変えてはおりますけれども、ここのところは我々の活動としてしっかりやっていきたいと

いうことで、記載させていただいております。

それから、研究開発部門を別に分社化しているわけではございませんが、研究開発部門というのはございますし、自社の研究所というのもございます。ただ、やはり少ない研究費の中で専門的な課題が多うございまして、23 ページに書いてございます。これは新しい知見が必要ですので、どうしても自社よりも他社さんの専門的な知見を優先するということになっているかと思えます。

それから、24 ページの諸費の書き方、わかりにくくて申しわけありませんが、その他諸費の雑費というのは、非常に細かい費用の積み上げでございまして、全部門をとることをしておりませんで、主要な事業部門につきましては全部とらせていただいて、その部分は件名としました。残りの、どちらかという中間サービス部門のような部門は、過去実績並みで置かせていただいているということでございます。

それから、原子力安全推進協会の人材育成という概念は、新しい原子力安全推進協会は、アメリカがスリーマイルの後、同様のこのような電力の安全推進組織をつくってしまして、考え方としては全体としての底上げを図ると。どこか1社でも少し技術力が落ちたところがあれば、そういうところが足を引っ張ってはいけないということで、全体の意識を上げるということが1つと、それから社長自身が原子力の安全について知見をしっかり持って、リーダーシップを持っていくことがぜひ必要だということで、向こうのほうでも社長研修なんかをやっていますので、そういったことをしっかりやっていくことが日本の原子力の安全性を高めていくことだと、そういう理解のもとに、社長研修のようなプログラムを考えていこうかということでやっております。

○安念委員長

ありがとうございました。

何か丸電のほうからご発言は。

○坂口取締役常務執行役員・経営企画本部長

大体一緒ですけども、普及開発関係費につきましては、確かに、今、関電さんからもありましたように、例えば節電・省エネセットで、法人とか個人にPRしたりというのは電気料金メニュー関連の中に入れたりしていますので、ベースをそろえてまた資料を出すなりしたいと思います。

○安念委員長

ありがとうございます。とりあえずそんなものでよろしゅうございますか。CO<sub>2</sub>の排出は、ふらふらしちゃっていてどうにもしようがない。しかし、社長さんになっても研修を受けなきゃならないものなんですね。どうでもいいけど。

それでは、山内先生、辰巳委員、南先生と、こういう順番でいきましょう。

山内先生。

○山内委員

ありがとうございます。意見が1つと質問が1つです。

意見のほうは、先ほど委員長が人件費の比較のことについて触れられて、東京電力の場合にはほとんど補正なしにやったわけですが、今回は2社が補正されてきているということで、先ほど問題の投げかけの中で補正の方法をおっしゃっていました。それで、両社とも違う補正のされ方をしているので、これについての意見ですが、基本的には整合的な補正の仕方というのは必要だと思っています。

個別の事情がありますので、それをどこまで勘案するかということなんですけれども、基本は整合的にやるべきだというふうに思っています。特に、客観的に社会的にも他に例があるとか、公的な機関としての補正があるとか、そういったことを勘案しながら、整合的にやるべきだというふうに思っています。

そのときに、ただ個別具体的に実態を反映すべきだとも思います。数字が先行してこれだけカットしてということだけでは、人件費ですので、そういったことは少し考慮すべきだと思っています。東京電力の場合にはある意味で特殊な事例であったわけですが、回はそういう形で、整合的で客観的だということ、しかし実態を反映させたものということが必要ではないかというふうに思っております。それは意見でございます。

それから効率性についても、先ほど委員長から、指針にあるところは既に満たしているので、それ以上ということなんですけれども、これは本当に私の一つの、ある意味では興味なんですけれども、今回どれだけ効率化するかというときに、具体的に例えば入札の方法とか、こういうことだったんですけれども、両社ともに組織として、電力会社として効率化をするという意味では、管理会計の手法というのがありますけれども、それをどんなふう考えられて、どんなふうに取り入れられてきたかというのを質問したいと思います。

通常、製造業なんかでは管理会計が当たり前のこととしてやられていて、ある意味では市場競争の中でコストを節約するために必要なわけですが、今回、よく言われていますように独占という問題があって、その中でコスト管理ということが重要な意味合いを持ちますので、そのことについて何か情報があれば、あるいは説得的なご説明があればと思っております。

以上です。

○安念委員長

では、管理会計の問題は秋池委員のレクチャーとも関係がありますが、後ほどまとめて議論しましょう。

その次は辰巳委員です。

○辰巳委員

ありがとうございます。3つほどあります。まず根本的な話で、いろんな数値、効率化も含めて金額が挙げられています。これは今回の値上げの部分に関係するもの、もちろん全額が挙げられているのですよね。自由契約をされている大口契約というのも一方ではありますよね。そこと私たちが支払う小口との比率がどのようにこの挙げられた額と関係しているのか、よくわかっていません。ここに挙げられた数値は企業の経営上全部必要な金額だとは思いますが、これは全て小口の人たちが負担するものではないとは理解していますが、その辺りの比率が、需要量の比率となっているのか、あるいは大口の場合は特別な配慮がなされているのか。この経費は全部明確に今回の小口の値上げに関連する費用になっているのかどうかという、根本的なところがまだ理解できていないところがあるのです。今回の1つずつの項目の金額に関してというよりは、全体的に総括原価と言われている中に折り込まれている金額をそもそもどのように配分しておられるのか知りたいというのが1つです。

それから次に、高レベルの返還分の話です。今回イギリスやフランスから返ってくるのでということで、関西電力さんのほうは前回に比べ随分大きな金額というか、かなりふえた金額が計上されていたのですが、九電さんは、それは全然関連ないのでしょうかというのが九電さんへの質問です。恐らく全電力で負担されるのではないかなという気がしたもので、九電さんの分はどこに計上しているのか伺いたいと思ったことが1つ。

それからもう1つは、さっきから広報のお話が随分出ておりますが、これは明らかに関電さんの分が九州電力さんと大きく違います。九電さんは、イメージに当たるような広告等は今回全て排除しましたというご説明なのですが、それは確かにそうあるべきだと思います。秋池先生のお話にもあったように、こういう状況にあって、周りの人たちの見目が厳しくなっているわけで、社会にどのように理解してもらおうかという努力が必要であり、具体的な広告ではなくイメージの広告というのは、おかしいのじゃないかと思われるのが普通です。九電さんはそういう明確なお言葉があったので納得ですが、関西電力さんのほうはそのあたり、テレビのコマーシャルなど結構大きな数値が入っているように思います。その中身は本当に費用対効果があるのかどうか。九州電力さんが止めるというふうに説明されたのに、関西電力さんの金額がとても大きいということもあって、どうしてそんなに違いがあるのかもう少しご説明をいただけませんか。費用対効果という言葉で言えばいいのか、今後のお話になるという、永田先生のお話もあったかとは思いますが、よろしく願いいたします。

○安念委員長

ご質問のほうは、高レベル廃棄物の話とイメージ広告の話ですね。では、また後でご回答いただくとして、南委員。

○南委員

ご説明ありがとうございました。幾つか、意見というよりはわからないところの確認です、今後の作業のために。

1つは、今、辰巳先生もおっしゃっておられましたし、山内先生もおっしゃっておりましたが、普及開発関係費の、関電さんの19ページに載っている節電・省エネ、需要抑制関連51億円ですが、前回の資料の原価の内訳というところを見ると、前回、20年申請のときはゼロで今回51億円になりましたと。そのかわり、前回のイメージ広告32億円やオール電化に係る広告103億円等々が、当然のことながら今回はありませんというような比較表が載っている、前回の3ページですか。

辰巳先生等のご質問と絡めて申し上げますと、51億円の新たな節電・省エネ、需要抑制関連費用と特に①のイメージ広告とは、費目は異なるが事実上同じなのではないかという疑念を抱かせるような、若干似たような数字になっているので、事実上同じではないことと、自治体からの要請があるですとか、お客様の声があるというのはわかるんだけど、余りに多額なので、その必要性について、どのように説明していくかというのが課題になるでしょうねということと、それを前提としてイメージ広告的なものは原価に算入しないという大原則の中で、節電・省エネ需要抑制関連が必要だとしても、原価に算入すべきかどうかという議論が出てくると思われるので、もう少しきっちりした説明が必要だろうというふうに思います。

九電さんの同じような普及開発関係費の主な業務内容という17ページを見ると、関電さんの費用と似ている費用の費目は、電気料金低減に資する省エネ提案活動というところなのか、ほかにもあるのかというのはよくわかりませんが、少なくともレベル感としては、上のメニュー・手続の周知を足しても5億円というレベル感になっているので、そこと51億円の違いというのは余りに大きくて、その点からも説明が必要。これはもしかしたらほかの費目に算入されているのかもしれないし、その費目が関電さんと同じ趣旨で掲げられているのかどうかはわかりませんが、少なくとも外から見たら、何で10倍もかかるんですか、節電その他の周知が必要なのは全国的にそれほど違いはないんじゃないでしょうかということから問題になると思いますので、ぜひさらなるご説明をお願いしたいというところでございます。

2つ目は、関西電力さんからいきますと、これもわからないので教えてほしいというところでございますけれども、一番初めの3ページで、調達の低減取り組みの効果でかなりの効果が出ましたというご説明をいただいております。確かに、対象規模1,194億円のうち実に176億円近い

規模が出ましたという、この数字の関係と、削減率7%を既存案件を除いて掛けました、そうやって原価に反映させましたというところの関係が、頭の中でつながらない。どう考えてもここで7%というのが出てこなくて、どのようにしたらこの7%を出せるのかが、前回の資料も今拝見したんですけれども、そこには7%と書いてあるだけなので、もしかしたら私が理解していないだけかもしれませんけれども、教えてください。

3つ目ですけれども、これは九電さんも含めて、も教えてほしいというところですが、関係会社に対する発注の割合は幾ら幾らですとか、関係会社との取引高はこれですと、上位20社はこれですと、いろいろなところで関係会社または関連会社というお言葉も使っておられるところがあるんですけれども、具体的に関係会社なり関連会社というのを拾い出すときに、どのような基準を用いて拾い出しているのかという点を教えてください。ちょっとでも資本関係があれば拾い出しているのか、資本関係がなくても出向者が山ほど行っていたら拾い出しているのかなどなど。東電さんのときに問題になったOBがつくって出向者が山ほど行っているようなところについては、多分拾っていないだろうと思いますけれども、もし拾っていなければ、ある一定の基準を我々のほうからお示しをして、こういうところがないでしょうかという質問も後ほどさせていただく可能性がありますので、現在の関係会社とって拾ってきたものに対する選定基準というのを教えていただきたいと思います。

関電さんは以上で、九電さんについても2個ぐらい質問させてください。

○安念委員長

ちょっとお待ちください。私のほうが覚え切れなくなっちゃったので、すみません。

それでは、まず両社さんに共通している定義からいきましょう。関連会社、関係会社の定義から。

○岩根取締役副社長

関係会社というのは、連結の対象会社でございます。

○安念委員長

わかりました。九電さんも同じですか。

○坂口取締役常務執行役員・経営企画本部長

一緒です。関連会社というのは、出資比率が20%以下であっても、例えばトップが当社から行ったりということで、もうちょっと広い概念で適用しております。

○南委員

では、いわゆる財務諸表関連規則上の関係会社とか、そのような理解でいいですか。

○安念委員長



そういうことになりますでしょうね。そういうのは、世に、いわゆるゼロ連結というようなものも入っているということですか。

○坂口取締役常務執行役員・経営企画本部長

確認します。

○安念委員長

有報上出てくるようなものは入っていると。わかりました。後日、厳密な資料がもしあったらいただくとして、とりあえずそういうことにしましょう。

それと、大分質問が重なりましたので、関電さんに普及開発関係費で何かコメントがおありでしたら。

○岩根取締役副社長

普及開発につきましては、今のままでもおわかりにくいという、もう少し説明が必要だという話がございますので、例えば平成23年度現在、我々がどのように省エネ・節電についてやっているかというのは、各種メディアに出しているものがございますので、それを用意して、こういう活動を引き続きやらせていただきたいという具体例で示して、ご理解いただきたいと思えます。

残りの質問はよろしゅうございますか。

○安念委員長

それでは、イメージ広告の点も含めてご回答いただきます。それと、それはそれでお願いいたしますが、経営効率化の点で、今日のスライドの3枚目ですね、確かにこれは極めて重要な資料をいただいて、頑張ったら頑張ったでもっと責められるというのは本当にかわいそうな話なんですけれども、7%なんて言わないでもうちょっと気合いの入った数字にできるんじゃないかと、南先生のおっしゃることは結局そういうことでしょう。

○岩根取締役副社長

7%の根拠は、参考3-1の35ページでございまして、7%は、平成22年から24年に、従来特命で発注していたものを競争発注に変更した購入品がございまして、この分の251件について発注効果を集約した結果、6.8%ございましたので、7%ということに設定しまして、今後、競争発注を拡大して7%というのがまずあります。

それから、今回、3ページでご説明しているのは、従来から競争の部分でいろんな競争の多様化、発注方法の多様化でやっておりますと。これはこれで競争部分として、1,194億円の分に対して175億円の効果が出ていますと。今後は競争案件も特命案件も含めまして7%にしますので、ですからこういう対象分につきましては、175億円、今まで削減していますけれども、今後やる

ときには、さらにこれから7%削減するという考え方で原価に織り込ませていただいております。従来からこういうことをやってきましたけれども、さらにここから削減すると。

○安念委員長

3ページは、今までこれだけやったと、さらにこれから予告して7%やりますと。

○岩根取締役副社長

やってきていることはこれですと。さらにこれからは予告して7%やらせていただきますと。

○安念委員長

そういうことでございます。

ではその次、辰巳委員の九電さんに対する高レベル廃棄物の件。

○坂口取締役常務執行役員・経営企画本部長

高レベル放射性廃棄物の返還関係でございますが、英国での再処理に伴って発生する高レベル放射性廃棄物を日本へ輸送する費用ということで4億2,200万円、内訳はここに出ていませんけれども入っております。ただ、前回原価とほとんど変わりません。今回、廃棄物処理費がふえてしまったのは、そこに記載しています低レベル廃棄物の六ヶ所への搬出分がほとんどでございます。

○安念委員長

それでは、辰巳委員から一番最初にご指摘のあった原価と家庭部門というか、規制部門の料金との関係ですが、これは実は大問題で、レートメイクというところでたっぷりやるんですが、何回説明を聞いても実際よくわからないんですけれども、わかるように片岡課長からご説明を。

○片岡電力市場整備課長

今、委員長がご説明のとおりでありまして、次回以降で、まさに電気料金の原価は、まずはトータルとして電気事業に必要な原価を積み上げます。積み上げた上で一定の、これは次回以降にまた議論がありますけれども、いろんな指標を用いまして、例えば販売電力でありますとか、人にかかるものであれば、自由化部門で働いている人の数、規制部門で働いている人の数でありますとか、適切ないろんな指標があるんですが、そういう指標を用いまして、費用を自由化部門と規制部門に配分していくと、こういうルールが決まっております。あらかじめ決まっておりますので、そのルールに基づいてちゃんとなされているかと。ただ、その中でも特に事業者が独自に設定するものもありますので、それはどんなものかというのは、次回以降またきちんと見ていくということになります。

○安念委員長

私の理解ですけれども、要するに総原価を出して、それをいろんな算式に従って規制部門と自

由化部門に分けるといふ、それが一般電気事業供給約款料金算定規則の中で、よくこんなルールを決めたものだなと思うようなルールがありまして、それに従って算定していくということでございます。

その次は八田先生、松村先生、それから梶川委員、飯田事務局長と、こういう順番でお願いいたします。

では八田先生から。——ごめんなさい。南先生、途中だった。申しわけないです。

○南委員

あとそんなにないです。九電さんに、これもわからない点というか、私がわからない点を2点だけです。

専ら人件費関連なのですが、今日の資料の5ページの役員報酬の減額率のところですが、取締役の人数を3名増やしましたと。その理由は、と書いて点線で囲って記載してあるんですが、私の理解力がないのかよくわかりませんが、率直に言って何を言っているかよくわからないんですけども、多分、人数がふえた部分も原価に入れているので、ここの説明が、先ほど関電さんが普及開発関係費でさらなる説明が必要ではないかというのと同様に、何で3名増えたんですかというところが問題になるに決まっているので、点線で囲ったところの内容が、本当に申しわけないですけども全然わからないので、何で増えたのかをもうちょっと説明してほしいというのが1つです。

2つ目は、これも人件費というか、さっきの補正の話ですけども、専ら、補正についての基準はエネ庁さんの資料にあると思いますけれども、エネ庁さんの資料の8ページ、9ページを見ると、資料は賃金構造基本統計調査というのを使っているのですが。

○安念委員長

前回の資料ですね。

○南委員

エネ庁さんの今日の資料の参考2です。補正のところだけ人事院の地域別の民間給与との較差というのを使った理由を教えてください。ほかは全部同じ資料なのに、ここだけにこれを使った理由を教えてください。それだけです。

○安念委員長

よろしいですか。

○九州電力株式会社説明補助者

まず、最初のご質問の役員報酬のところでございます。

資料4-2の5ページに書かせていただいているところですけども、ここに書かせていただ

いた理由は、前に陶山様からご質問いただいております、役員報酬の総額の減額率というのが20%ということで、低いではないかというようなご指摘をいただいていたものですから、この資料をつけさせていただいております。

その理由が、取締役を14名から17名に3名増員させていただいたということによるものですかということを書かせていただいているんですけれども、なぜ取締役をふやしたかというところについてでございますけれども、これはいろいろご迷惑をおかけいたしました、県民説明番組への意見投稿問題での社外有識者で構成していただきました第三者委員会の提言を踏まえて、信頼の再構築、それから安定供給の確保、これは非常に厳しい需給状況であるということ、それから緊急経営対策、これは非常に収支が厳しいということ、これらの諸課題にしっかり対応していく体制を整えるということで、業務執行を監督する機能を強化するという観点から取締役を増員しているということでございます。

それから、2つ目のご質問の、地域補正を行うときに人事院の調査のデータをなぜ使ったのかということでございますけれども、地域補正を行うということに当たりましては、物価水準なども考慮し、条件を同じにして賃金を比較すべきという同種同等比較の原則を踏まえ、人事院のデータがいいのではないかとということで、データを使わせていただいたということでございます。

#### ○安念委員長

よくわからないね。申しわけないけれども、これは大問題で、今後たっぷり議論しましょう。さっき山内先生もおっしゃったように、厚労省の賃金統計を使うなら全部使おうやと。それから、人事院を使うなら全部使おうやと。要するにどっちの統計が正しいかという問題ではなくて、一貫させなきゃ話がおかしいなということだと思んですが、いずれにせよ、この問題は人件費に係る基本的な問題の一つですので、今の段階で別に九電さんにこうだというふうに決め打ちしてご説明いただく必要もありませんので、ゆっくり議論したいと思います。

八田先生、申しわけありませんでした。

#### ○八田委員

私は意見を二、三申し上げたいと思います。1つは役員の数についてです。まず、ほかの電力会社と比較して、九電さんの役員数が突出して多くなければいいのではないかと思います。例えば九電さんが今回役員数をふやしたといたって、もともと他社と比べて少なかったのならば、問題はないと思います。また発電量当たりの役員数の比率は発電量が少ない電力会社ほど高いので、例えば九電さんの方が、発電量がより低い電力会社よりも、発電量当たりの役員数が少ないならば、何の問題もないのではないかと。もし高ければ、九電さんより低い発電量の電力会社の発電量当たり役員数まで下げていただければいいのではないかと思います。

ただし、将来は基準を前もって作っておいた方がいいんじゃないかと思うんです。例えば、役員数と発電量の関係を統計的に処理した回帰式に基づいて、基準を前もってつくる。あるいは、役員の報酬と職員の人件費とを全部合わせたものについては、何かのメルクマールをつくって、その内側でどう配分するかというのは各企業さんに任せるということも考えられます。しかし、とりあえず今回は先ほど申し上げたような簡便な基準でもできるのではないかと。

それから、人件費なんです。個々の会社の年齢構成とか学歴構成とかを反映させて1000人以上の企業と比較することには、現状の状況を反映できるというメリットがあります。ところがデメリットもあります。例えば年齢構成はどんどん変わります。将来、がらっと若い年齢構成になったとき時点で、たまたま申請する必要になった場合に、その時の年齢構成で料金を決めなければならなくなると、後が非常に厳しくなってしまいます。さらに、年齢構成や学歴を反映して人件費原価が決まるということにしてしまうと、査定で高賃金を認定してもらうために、年寄りを不必要に長く居続けさせたり、大学卒を不必要に多く雇うインセンティブができてしまいます。

このように、メリットとデメリットの両方があるんですが、年齢別構成や学歴別構成等のカテゴリーを完全に無視しなくても、ゆがんだ雇用インセンティブを与えることはさけられると思います。例えば、「基本は、“①カテゴリーを無視して計算した1000人以上の企業の平均人件費”を用いる。しかし①より“②年齢別・勤務年数別および学歴別に計算した人件費”の方がより高ければ、①と②の平均を用いる」ということにすれば、人件費をかなりの程度現実に近づけられると同時に、企業に対して変に料金査定基準を悪用して学歴構成や年齢構成を変えようとするインセンティブは抑えられると思います。

○安念委員長

ありがとうございます。

松村先生、どうぞ。

○松村委員

まず、普及開発、節電のPRに関して、僕は委員の間にひょっとして誤解があるかもしれないと思っているので、念のため確認させてください。

まず、イメージCMのことを議論されたのですが、イメージCMのようなものは料金原価に入れないのは当然のことで、それは個別査定に先立つ有識者会議において方針としてきちんと打ち出され、一般電気事業者もこの点は受け入れていることは大前提になっているので、両電力が説明で明示的に言おうが言うまいが当然に入っていないとは思っています。もし私の理解が間違っていたら発言していただきたい。そもそも当然に入っていないはずなので、もし万が一意図的に入っていたら、両電力は入っているとはっきり言って下さい。

イメージCMのようなもの入れないというのは必要条件であって、それ以外のものは入れてもいいということではありません。例えば節電に関して言えば、関西電力の管内で需給がすごく厳しい、だから関西電力特有に必要なPR、あるいは九州電力の管内で昨夏のように非常に需給が厳しいという状況で必要だ、こういうのは認めるけれども、一般的な節電のPRに関しては、基本的には電力事業者がやるのがいいのか、公的機関がやるのがいいのかということも含めて考えるべきであって、そういう一般的なものは原則として入れないという整理になったと思います。

したがって、節電PRならオーケーでイメージCMならだめだという整理になっていないという点は、まず認識してください。

言うまでもなく、節電について全部だめだと言っているわけではありません。この夏のような状況のときには必要なことですから、まさに関西電力特有、九州電力特有に必要なことですから。そういう状況が現時点で見込まれるなら、原価算定期間中に、そんな厳しい需給、今夏並みの需給の厳しさを見込んでいるのですという説明があつて初めて説得力があると思います。その点、漫然と、この夏あるいは昨冬のような物すごく需給が厳しかったときの状況からちょっと経費を減らした等という雑駁な説明では到底納得できないので、きちんとどういう根拠でこの費用を原価算入しているのかを説明してください。

最も恐れているのは、普及開発関係費という名目で実質的な、営業だとかイメージCMだとか一般的な節電だとか、そういう類いの、本来は原価参入が認められないものを名前だけ変えて入れているのではないかという点です。このような疑いを払拭するに足る、詳細な内訳を出してください。今公表されているものは、名前をつけかえているだけと断言はできないとしても、疑い濃厚という程度、疑念を晴らすのに程遠い程度の資料しか出てきていない。このままで認めたら何のための委員会かということになってしまう。もう少しちゃんとした情報をお願いします。

それから、関電の回答で、随意契約は減らしている、しかしやむを得ないものがありますという説明だったと思います。やむを得ないものがあるというのはそのとおり、全てのものを形式的に全部競争入札にして、安定供給に支障が出るとか、むしろコスト高になったら困るので、もちろん全部だめだというわけではないのですが、これはまさに特定の人しかできない、しかもほかの電力会社もみんな共通でというのではなくて、関西電力に関してはこの事業者以外はだめで、この事業者と随意契約というのは、まさに関電仕様そのものだと思います。技術的な条件からその企業でないとだめだというのは、関電仕様そのものの結果ではないかという疑いを持たれるところです。そこについては、関電仕様というようなものが残っていないという点に関して詳しく説明を求めたわけです。こういう理由でやむを得ないということを、一件一件懇切丁寧に説明していただきたいという要請です。こういう公開の場で全部をやるのが難しいとしても、個別の審

査のところではきちんと見ていく必要があると思います。

それから、その後、文章には書いていなかったのですが、ご説明で、関連会社に関しては原則として指名競争入札に移っているということ。つまり、それは特命に比べればずっと競争的なよいものに移りましたと説明していただきました。それは事実だと思います。したがって高く評価すべきだと思いますが、しかし公共事業などで考えてみても、指名入札がやり玉に挙がっていたわけです。つまり、随意契約を形だけ入札にして、事実上競争メカニズムがうまく働かないのではないかという疑念が持たれているようなものであって、指名競争入札というのをしているから、これで十分コンペティティブになりましたという説明では到底納得しかねます。

本来は指名しないで資格だけを定める入札にすべきなのであって、指名競争入札が増えたことで満足されても困ります。言うまでもなく、随意契約と同じように、一律で指名競争入札を排除すると、安定供給上問題がある等の問題が出てくるとすれば、全部だめということにはならないはずですが、しかし、なぜ一般競争入札にすると問題が起こるのか、それぞれ個別調達ごとに、その理由を消費者にわかるように説明する義務があるということを確認していただきたい。なぜこれが指名競争入札でないのだめなのかということもきちんと説明する義務を負っているということも認識した上で、理由を懇切丁寧に説明してください。

4点目。先ほど委員長から、人員計画に関して1人当たりの電力販売量だとかを重視しているという発言があった。これを見ているというのは事実だと思いますが、少なくとも私自身は重視していません。これで効率化だと言われるととても困ると思っています。

まず需要密度が非常に高い事業者だったらそれが高くなり、離島だとかを大量に抱えるところは低くなるのは当然のことであって、それが低いからだめだとかと言われたら、需要密度の点で不利な事業者が余りにもかわいそうです。

次に、仮に特定の仕事を本体でやらなくて外に出して委託事業にする、しかし本体の人件費よりもむしろ高い委託料を払っている。こういう非効率的なことをしたとしても、本体の社員の1人当たりの電力販売量は大きくなります。これは全然、効率化でも何でもありません。一人あたりの電力販売量は一つの重要な指標ではあるけれども、これが高いから十分効率的ですと安易に認めてはいけません。この点についてもきちんと認識した上で、個別に見ていく必要があると思います。担当の委員の方はこの点も考慮して詳細に査定してください。

人件費に関しては、先ほど山内委員がおっしゃったとおりだと思います。補正の仕方が違うというのはおかしいし、私は個人的には、関西電力の補正の仕方のほうがリーズナブルではないかと思っております。九州電力のほうもそれと統一した形でやったほうがいいのではないかと思います。ただこれに関しては、もちろん九州電力には言い分があるでしょうから、決めつけ

ることはできないのかもしれない。

しかし、いずれにせよ何が問題なのかという点、九州電力が使った係数も一応リーズナブルな説明はできると思いますが、リーズナブルな説明ができる、いろんな補正の仕方がいっぱいあって、その中で一番都合のよいものをとってくるという恣意的なことを防ぐことが非常に重要なことなのであって、その補正自身が説明可能だというだけでは説明が足りません。恣意的に選んでいないということが重要です。

したがって、仮にそちらの係数を選ぶとしても、では関電のやり方、あるいは東京電力で考えたやり方をしたとしても、大きく下がることはありませんということをきちんと九州電力は示す必要があります。そちらの数字を採用しなかった理由を最後まで主張されるのは構わないと思いますが、データとして、別のやり方で補正したらどうなるのかを提示してください。

それから、補正に関しては、年齢あるいは勤続年数だけを補正して、学歴を補正しないという点に関しては、私は許容すべきではないと思います。九州電力、関西電力、両方とも前回示した理由で、男女の補正をしないということを明確に言うておられて、それはリーズナブルで、私はその理由は受け入れますので、男女の補正をしないということに関しては評価します。

学歴に関しては、男女の補正をしないのと同じ理由で正当化しておられたのですが、私は全く納得しかねます。年齢や勤続年数を補正するのが合理的で、学歴を補正しないのが合理的という理由は、私にはわかりません。両方補正する、あるいは両方補正しないというのならまだ理解はできるのですが、都合のいいほうだけで補正するというのに関しては許容すべきでないと思います。

特に、学歴に関して補正すべきでないという積極的な理由を、有識者会議での委員の発言をひいておられたのですが、その発言された方は、もし本当にそれにこだわっておられるなら、年齢、勤続年齢の補正をするのにもかかわらず学歴の補正をしないことを正当化する意図だったのか否か、この場でもう一度理由を説明してください。

私は、学歴に関して補正すべきでないというのは、こういう使い方ならまだ理解できます。例えば高卒と大卒の間で余り賃金の格差をつけないというのがうちの会社のポリシーだ、だから全体としては平均的な水準になっているけれども、格差はつけてないという状況で、個別に賃金水準を見て、大卒のほうはむしろ平均よりも低くなっているのを査定はしないけれども、高卒のほうは高くなっているのを高卒の分だけ査定する。こういう査定をしたら、それはおかしいのではないかということを誰かが指摘すれば、私はそれに関しては受け入れます。平均的な水準として出し、その平均的な水準が対象とするものと比べて高くないという議論をするときには、学歴は、年齢、勤続年数を補正するなら補正すべきだと思います。



あと、役員報酬に関してはまだ言いたいことはあるのですが、議論を拡散させないために後から言ってもいいのですけれども、どうしたほうがいいでしょうか。今言ったほうがいいですか。

○安念委員長

今おっしゃってください。

○松村委員

はい。人件費に関しては何をベンチマークにするか有識者会議で議論があり、私の意見は受け入れられなかったもので、今回蒸し返すのはやめます。しかし役員報酬に関しては今回の説明は納得しかねます。従業員何人以上の民間企業の役員報酬がこれぐらいだから、一般電気事業者の役員もこれぐらいもらって当然だという発想には、私はすごく抵抗を覚えます。総括原価と地域独占に守られた企業の役員報酬が、厳しい競争にさらされている普通の民間企業の役員報酬と同じレベルだから、それは原価に算入されて当然だという発想自体がおかしいのではないかと。

さらに、人事院のデータを出しているわけですが、人事院が調べた理由の1つは、例えば事務次官の給与水準だとかを算定するためですね。だったら、そんなまどろっこしいことをしないで、上限は事務次官の年収相当にすれば、すごくわかりやすいと思います。

それに関しては、それでは低過ぎるということを使う人はきつというと思いますが、一方で私はそれでも高過ぎるというような理屈も多くあると思います。というのは、事務次官の給料なら、普通に考えれば、社長の給料に当たるならわかるのですけれども、ここは役員の報酬ですから、十数人もいる役員の平均の報酬がそれと同じを上限とするというのは査定として甘過ぎるんじゃないかとかという批判を受けるなら、甘んじて受けます。あるいは事務次官の働いている期間は、せいぜい1年とか2年ですよ。電力会社の役員だったら、取締役になってから社長、会長を務めるというようなことをして、一体何年もらうのかということまで考えれば、それでは甘過ぎるという批判は受けるのを覚悟の上で、しかしそれを上限とするというのは一つの考え方としてあり得るのではないかと。これを上限とすれば、現在申請されている一人当たりの役員報酬を1千万円以上下げられると思います。

実際に幾ら払うのかというのは、もちろん民間企業が定めることですから、株主さえ納得すればそれよりも高い報酬を払うことは一向に問題ないと思いますが、料金の原価に入れるものとしては、その程度にするということは、私はリーズナブルだと思っています。残念ながら委員の間では賛成者は多数でないと思いますが、そういう考え方もあり得ると思います。

それから、役員報酬について、私は東京電力のときにも同じことを聞いたので、同じことを確認させてください。東京電力のときには、社長、会長を務められたOBの方に関して報酬を払っていて、それを原価に算入しているなどということはないですよ、ということを確認して、な

いということ公開の場で言っていただきました。今回の原価の中にその類いのものが入っていないかどうかということをお教えください。実際に支払っているかどうかではなく、今回の原価の算定に入っているかどうかを聞いています。例えば、やれ相談役だとか顧問だとか社友だとかに支払っている報酬を原価に入れていないかどうかということを確認させてください。

それから、そういうOBの方に対して、例えば社用車を用意しているだとか、部屋を用意しているだとかというようなことを、原価算定の中に入っている資産の中に入っているスペースを提供しているだとか、秘書を提供しているだとか、車を提供しているだとかという事実、これについても一応確認し、ないと東京電力の場合には明確に答えていただいたので、今回の関電や九電のケースでも、そういうことはないのかをお教えください。

それから最後に、これはこういう場で言うのはちょっとはばかれるのですが、更にこれはその他経費のことなのか役員のリンジベネフィットのことなのかわからないんですが、ここでお聞きします。電力業界とも何の関係もない、あるいは九州とも何の関係もない人が言っているので、本当に単なる噂話だと思うんですけども、例えば九州電力の場合には、経済団体のようなところでゴルフコンペをするというようなときに、ほかの会社では自家用車で乗りつけているのだけれども、電力会社は王様で、社用車で乗りつけているというようなしょうもない噂話を聞くわけです。そんなことはないと思うんですけども、全く確認しないで料金原価を認めると、お前ら何をやっているのかというふうに言われかねないので、一応確認させてください。

ゴルフコンペのようなものに社用車を使うなんて、そんなことはありませんと言っていたら、今までかつて一度もなかったし、これからはありませんというふうに言っていたら一番わかりやすい。あるいは、かつてはあったかもしれないけれども、今はとてもじゃないけど忙しくて、そもそもそんなことやってられないので、今回の申請原価にはそんなコストは入っていませんという回答かもしれません。しかし、2番目の回答だったとすれば、かつてはそういう形で使っていたわけですから、社用車のようなもののコストはドラスティックに下がっているはずですから、その査定のためにもその点を教えてください。

あるいは、説明として、ゴルフコンペも立派な電力事業の仕事で、それにコストを使うのは当たり前ですと主張してくださるのももちろん構わないし、あるいは、仮に社業と関係なくても、セキュリティの関係からして自家用車を運転されたらかなわないからこれからは提供していくし、提供して当然なんだという説明でもいいと思うんですが、その場合には、どのクラスの人にまでそういうサービスを供給しているのかということをお教えください。

関電に関しては、私はたまたまそういう噂を聞いたことがなかったのですが、もし可能なら一緒にお答えいただければと思います。

以上です。

○安念委員長

まず人員計画の生産性の問題ですが、これはまさに松村先生にご叱正を賜ったとおりでございまして、私の重視というのは言い過ぎでございましたが、それを検討したことは確かだったと思います。

さて、では都市伝説からいきましょうか。昔のことまではわからないだろうし、今も正確にわかるかどうかわかりませんが、私はどちらかといえば社業派だな。それはおつき合いも仕事のうちでしょうと思いますが、何かご回答いただけることがあったら。今はよくわからんというのであれば、それでも結構です。

○岩根取締役副社長

少なくとも最近はそういうことはやっていない。

○安念委員長

OBへの顧問料とか、社用車、秘書、部屋の類いはどうなっていますか。どうなっているかはいいですけども、要するに原価算入はよもやしておるまいなということです。

○岩根取締役副社長

雑給という項目の中に一部入れさせていただいております。

○坂口取締役常務執行役員・経営企画本部長

うちも一緒です。相談役、顧問の報酬で。

○松村委員

雑給の中に入っているなら詳しく教えてください。具体的にどういう形でいくら払っているのか。

○安念委員長

その余の点については、現時点でコメントあるいはご答弁をいただくことはございますか。例えば競争入札の点なんかですけども。

○岩根取締役副社長

特に、特命の関係の仕様そのものの関係とか、競争入札、指名入札の考え方についてというのは、ご意見をいただいていますので、整理をしてご回答させていただきたいと思います。

○坂口取締役常務執行役員・経営企画本部長

それと、すみません、1ページ目の子会社・関連会社取引のことで、さっき委員長からゼロ連結のお話がありましたけれども、ゼロ連結は今は確立した判断基準というのがないで、この中には入っておりません。

#### ○安念委員長

それから宣伝のことなんですが、これは電気料金制度運用の見直しに係る有識者会議で、この中の委員の多くの方にお問い合わせをいたしましたのですが、その中で、イメージ広告等は当然だめというようなことを明文中で書いてございまして、もしネット等でごらんになられれば、報告書の22ページというのにしつこくしつこく書いてございますので、この点については追いつ追いつ、両社さんから詳細な資料をいただくことになろうというふう存じます。

それから、補正の点の学歴なんですが、これは私の記憶では、有識者会議の報告書には学歴補正云々のことは特に言及はしなかったように思いますが、東電のときに、学歴の補正はどうかというのかということを書きました。ただ、そのときは、先ほど申しましたように、東電はそもそも補正しませんでしたので、補正云々の話について深掘りをした議論はございません。したがって、勤続年数や年齢で補正をするんなら、それとのいわば抱き合わせで、学歴も入れて補正をすべきかどうかについては、当委員会として固まった議論はまだしていないというふうには思います。

ただそれは、今どき性別とか学歴で差別するなんて、そんなのそもそもおかしいんじゃないかというのは、それはそれで一つの考えだと思います。ですから、これはどっちみち補正について議論しなければなりませんので、追いつ追いつ深く議論をさせていただきたいと思っております。

それでは、まだ残ったものが幾らでもあるんですが、ほかにもご発言の方がいらっしゃいますので、とりあえず先に進めさせていただいて、では梶川委員。

#### ○梶川委員

私の質問は、これからいろいろな経費を見せていただくのに前提となる意識としてお聞きしようと思っていたのでございますけれども、松村先生がほとんどお答えをいただきまして、松村先生のご意見にはかなりの部分、私自身も納得する部分があるものですから。

ただ、ちょっと重複しますけれども、もう一度だけ確認ということで、大きく言えば事業目的というところに入るのか、今回の規制の料金の算定される原価の中に入るという抽象論で考えるのか、どうしても今までの事業体の性格上、先ほどの広報の活動になっていた省エネ等、非常に社会的な公益性のある内容の行動というの、本来会社の目的であるというようなご認識は非常に強くあられると思いますし、今までそれはすぐわかるところでございますけれども、料金査定に関しては、先ほど松村先生がお話しになられていたように、基本的に、こういうパブリックな目的のものというのは、この料金事業の対象として外していいということで共通認識させていただいていいのかなど。これはほかの諸費用に関しても、公共性の高いとか、安全なんかも含めまして、パブリック材を大々的に、民間企業であるけれども社会に出していたという部分がございますと思うので、その辺は今回の料金査定に関しては、安価な電気がもちろん安全に供

給されるというところに極めて絞り込んで、事業範囲、取引範囲を考えていってよろしいんでしょうねという確認をさせていただきたい。

これは、実は試験研究なんかにも同じようなことがあると思うんです。試験研究テーマなども相当度、社会的価値のある研究もされている部分があると思うんですけれども、実際この話は、今の話と、もう一つ、サプライチェーンの安定が前提とされた研究活動というのは、相当行われているのではないかと思います。今後、競争入札等競争状態にされますと、こういった研究活動を社外に委託されるという経営行動というのは、民間企業ではそれほどはないですよ。これは当然、民間企業では両者確実に競争状態になってしまうことが前提になりますと、こういった活動は容易にしにくいと。公的な研究は割と社外委託というのができていくんですけれども、この辺の整理もどのように考えながら整理させていただいたらいいかなというところが、そういう意味では企業として活動されるのは構わないんですけれども、原価算定のときに範囲として、規制業種の規制料金の原価算定範囲としては、ある程度絞り込みをさせていただいて物を考えることができるかどうかということでございます。

それと同じように、先ほど人件費系のこともあったのでございますけれども、私は、役員報酬なんか、払われるのは、一民間企業としてある程度の裁量があると思うんですが、原価算定の中でどのように考えたらいいかという、この規制業種の料金というのはパブリック材の提供だという、先ほど松村先生がおっしゃられたリスクについてはある程度担保してもらっている事業体の提供だと、これは私もそういうような形で、ですから原価の算定に入れる部分はこの部分にして、あとは残り、まさに競争原理の中で自由料金の中で経営をされているわけですから、優秀な人材で経営していただかなければいけないというようなことというのは、発想していいのかどうかというところを確認させていただきたい。

最後は、小さなというか、具体的な問題なんですけど、人件費の中の公益事業の中で航空事業というのが入っているんですけれども、私、航空業というのは今や破綻をするわけで、極めて競争状態にある事業で、これが比準すべき公益企事業に入るのかなと。競争原理があれば、それぞれの待遇というのは極めて自由裁量で行われるべき話で、総括原価の中で比準するような事業体であるのかどうかということは感じまして、今や航空は公益企事業なのかなという気がいたしまして、そういうものを、要するに事業リスクとの対応があって初めていろいろなものが考えられるのではないかと整理の中で、航空に関しては感じたところがございました。

以上、ほとんどは抽象的な意見なんですけれども、そういうスタンスで今後経費を見させていただいていいのかなと。私は、企業活動自身の裁量は当然各社におありになるんですけども、この料金、パブリックな料金算定の原価策定範囲について、ここで意見を今後個別に申させていた

だいていいのかなと、そこは確認に近いです。

○安念委員長

誰にお聞きになっているんですか。私に。

○梶川委員

そうなんです。メインは安念委員長に。

○安念委員長

それはいいに決まっています。パブリックと言ったって、一企業が純粋にパブリックなことをやらなきゃいけないという話はないはずだし、パブリックな機能と言ったって、それは要するに安定供給というのがパブリックな機能であり、法によって命ぜられているわけですから、結局のところ一般企業と違うというのは、安定供給を義務づけられているという、その義務との対比でどこまでを原価として原価性を認めるかという、そういう話ですから、単にパブリックだからといって全部原価として認めるということはありません。どんどんそういうご意見を言っただけであればよろしいなと思います。

それから、航空については、なるほど、言われてみればそうだなと思いました。それで、審査要領にも、その他類似の公益企業と書いてあるだけで、公益事業というのは一体何かという定義は何も書いてありませんから、それは私どもが判断することと、こういうことになろうと存じます。よろしゅうございますか、とりあえず。

○梶川委員

わかりました。そういう意味では、これから調達等の形態というのもいろいろ、経営効率で変わっていくということですが、それと試験研究費というのは、本来はある程度リンクしている部分があると思うんですが、それは逆に、この査定の中で言えば、こういった試験研究費について査定範囲に入れるのがいいか悪いかという、そういう発想も持っていていいということでございますね。

○安念委員長

もちろん、当然そうです。東電のときもそうしました。

その次は飯田事務局長、お待たせしました。

○飯田オブザーバー

関電さんに2つ質問があるんですが、1つは、先ほども普及開発関係費のところでも議論もされたんですが、省エネ・節電の効果を狙って費用を投入するというお話だったんですが、12月12日の資料6-1に需要想定があって、節電の量が3カ年でずっと一緒だったんですね。電灯のところという平均で31億キロワットアワーで、3カ年でずっと一緒と、こういうことだったんです。

が、51 億円を 3 年投入して節電はずっと同じという、これが整合性があるのかなというふうに思うわけです。

後の議論にもあるんですが、スマートメーターの普及も、現時点から平成 27 年度は倍の普及を見込むと、こういうふうになっているわけですね。スマートメーターが節電ばかりではありませんけれども、そういう機器の普及や 51 億円を投入して節電や省エネを呼びかけるということをしなが、実際の節電の需要想定は一緒ですと、これがどういう整合性を持つのかなというふうに私は思います。一方では、節電が逆向きに発するのがあるので、トータルとして全部一緒というふうになるのかなと思ったりもするんですが、それはどうなんだろうというのが 1 つです。

それから、今日の説明の資料の一番最後で、ちょっと不可解といいますか、よくわからないんですが、数値は多分間違っていないと思うんですけども、数値の左側に a、b、c とあって、式が示されているんですけども。

○安念委員長

何ページですか。

○飯田オブザーバー

32 ページ、最後です。d と g の式がどうも不可解で、特に g なんかは、括弧を外すと  $g = 1$  になるんですけども、d と g が間違っているのではないかというふうに思います。

○安念委員長

わかりやすいところからいきましょうか。32 ページの式、確かにそうだな。これは何かの間違いでしょうな。

○関西電力株式会社説明補助者

すみません。表記の仕方がまずくて、d の欄ですけども、 $b - 1$  とありますけれども、これは b の前年度の数字を参照してくださいという意味でございます。ですから、例えば平成 26 年の d の欄を見ていただきますと 1,494 とございます。これは平成 25 年の b の欄 123,068、これに c の 1.2141% を掛けたものということでございます。 $b - 1$  あるいは g の欄の  $f - 1$  というのは、前年度の欄を参照してくださいと、そういう意味でございます。大変失礼いたしました。

○安念委員長

普通なら、f の下つきの文字で  $b - 1$  というふうに表記されると、そういうことですね。

○関西電力株式会社説明補助者

はい。前期の数字を参照してくださいということです。

○安念委員長

わかりました。ありがとうございます。

それと、広告も打ってスマメもつくって、それで需要想定が減らないのはどういうわけだと。

○岩根取締役副社長

考え方が、平成24年度は相当厳しい節電の数値目標つきをお願いをしまして、かなり無理をさせていただきました。その家庭用で8割、小口で7割、大口で6割の節電を織り込んでおりますので、我々としては引き続きそのレベルを維持いただくために、我々自身としても努力する必要があるのかなということと考えさせていただいております。

○安念委員長

相当深掘りした節電をしてもらってそうそう無理は言えまいという、そういう思想ですよ。それは正しいかどうかは別問題ですが、そういうお考えだということですね。

その次は陶山さんですね。

○陶山オブザーバー

1回目から人件費のところ引っかかかっていて、役員報酬のご質問を何回かさせていただきました。今日、ほかの委員の先生方からのご質問、また見方もここで出されたので、かなり多角的に見ることができるんですが、私が最初から引っかかっているところは、役員報酬と職員の給与と合わせたところで人件費、それが総額でどの程度、今回の原価のところ反映されるのか。また、前回と比べてどのように低減化されているかというところが重要になってくるかと思ひまして、役員報酬1人当たり、瓜生社長がお見えになって、ここで35%カットしましたよということなんですけれども、総額としてはそのようにはなっていませんよね。総額で見ると、うまいんじゃないでしょうかと、それが1つです。それが今後いろんな地域での説明会のところで、役員報酬は35%カットしましたというご説明がずっと続くのであれば、それはちょっと不適切ではないかというふうに思ったので、その点です。

それからもう1点は、人件費につきましては、役員の方々と職員の方々の低減のさせ方です。私、前回のあとの質問のところで出させていただきましたのは、役員報酬総額としてみれば20%減だと。それに対して職員の方は21%ではないかということで書きましたら、21%は1人当たりだということで、それはわかりましたと。では資料をめぐって、総額として減額度は幾らかと思ひたら、もっと大きくて25%前後ということで、この比較がどうなのか。比較することが正しいのかどうなのかもわかりませんが、その2点疑問に思っています。

トータルとして、人件費として反映される部分ですが、今日話題になっている補正も含めて、それからいろんな職種も含めて、トータルでは職員の方々は25%カットされているということですね。それと比べて役員報酬の総額での下げ方は、一人一人を見るというのも一つ象徴的な部分としては、見方としてはあると思いますが、原価、電気料金にどう反映されるかと言えば、総額





○岩根取締役副社長

配分としては、どうしても原子力のほうが、ここで書いていますけれども、応力腐食割れに関する研究とか、そういうのは規模が大きいというか、精度の高いような業務になりますので、研究という意味では大きくなりますけれども、メガソーラー自体は研究費だけではなくて、自社の設備をつくっていますので、そういう設備費用を入れますと、当然、新エネの設備費も含めると、研究費としてはそれなりというか、相当の額になる。研究費という部門で整理していない部分についても自らやっている部分もございます。

○安念委員長

研究費の内訳について、平場でできるかどうかわかりませんが、相当精査することにはいずれなりますので、結果についてはご報告することになると思います。

九電さんから何かコメントございますか。

○坂口取締役常務執行役員・経営企画本部長

ここにも事例を19ページに書いてありますように、基本的には電力中央研究所とかと研究分野を分担してしまして、オールジャパンはあちらが主でやっておりますし、当社は、ここにあるように九州に特有のものを中心に取り組んでおります。

○陶山オブザーバー

研究費のボリュームについても。

○安念委員長

研究費の中での内訳ですね。

○坂口取締役常務執行役員・経営企画本部長

それは今手元にはございませんけれども、再生可能エネルギーとか原子力にどのくらいということですね。また後日回答したいと思います。

○安念委員長

お待たせしました。河野事務局長、どうぞ。

○河野オブザーバー

では簡単に。

今日ここに何うまで疑問に思っていた幾つかの点があるんですけども、先ほどから委員の先生方がさまざまな視点からご質問していただきまして、かなり見えてきた部分があると思います。ぜひ、何度も皆さんのところでお話しになっていきますけれども、人件費の補正の適否といひましようか、本当に公共料金の原価算入、どこが入るのかということで、地域補正はメルクマールの中に入っているんですけども、そのほかのことは、私たち消費者から拝見していますと、今回

提案された内容に関しましてもなかなか理解しにくい。ですから、ぜひここで、こういう基準で補正するというのを、例えば変動する年齢ですとか、そのあたりはもう少し考えていただいて、消費者が見て、ああこういう形で賃金が決まってくんだということ、今後ほかの電力会社さんも申請があると思いますし、また総括原価方式でいくと思いますので、それを私たちが納得できる、ああそうなんだと思うような形にぜひしていただきたいというのが一つのお願いです。今日、大分頭が整理されてきたんですけども、そこをお願いしたいということ。

それから、役員報酬のことで、さっき松村先生もおっしゃっていました。私も、役員報酬を出してはいけないとか、そういうことは全く思っておりません。ただ、公益性があるというお話をされている一方で、地域独占であるということをしかり考えていただかないと、私たちはそのことに対して、それが原価に乗ってしまうということに対しては、簡単には納得できないと思っております。職員の皆さんの賃金には地域補正があるのに役員報酬には地域補正はないのかということ。それから、関電さんの資料では、JRさんとか通信さんとかガス関係の3社の役員給与が比較検討資料として出されていますけれども、果たしてそれはどこのどういう企業さんなのかというのがわかりにくいので、トップからいろいろあると思いますので、JRさんとかは数はあれですけども、どことどういうふうに比較しているのかなというのがありますので、そのあたりを、先ほどから出ている公益企業というのはどう考えるのか。

それから、公益性があるということと地域独占、それから競争に余りさらされていないというところを、どう私たちに納得感を持って説明してくださるかというところを、ぜひ委員の先生方にも明確な論点を示していただきたいと思います。

それから、先ほども言われていましたが、これも私が疑問に思って今日来たんですけども、労働生産性に関して金額ベースによる比較というのがありましたけれども、それを示されても、本当に頑張っているのかどうかというのは、前回の資料もそうでしたが、私たちには伝わりませんので、データはすごく詳細に出されているんですけども、出されたデータからは読み取れないということ。

それから最後なんですけれども、どなたもおっしゃいませんでした。これは適切かどうかわかりませんが、法定厚生費の労使間の割合についてでございます。事業の運営に要する費用を全て料金原価として認めるのではなく、あるべき適正な費用に限定して料金原価での回収を認めるという趣旨からしますと、総括原価に算入していただく健康保険料の事業者負担割合は50%というのが、私たちから見て妥当なところかと。それ以上、もし上乗せして職員の皆様に何らかの形で還元したいと考えていらっしゃるのであれば、企業努力で、つまり企業の余力の中で、そちらは範囲内で対処していただくということで、ぜひこれは50%のみを原価の中に入れていただきたい

というのがお願いでございます。

以上です。

#### ○安念委員長

ありがとうございました。法定厚生費の労使分担につきましては、東電のときも相当議論いたしましたので、どっちみち議論いたします。恐らく委員の方々、ご指摘にならなかったのは、それは議論することに決まっているからだというふうにもむしろ私は感じておりました。

それから人件費の問題、今、河野事務局長に総括的におっしゃっていただいたように、初めからそのとおりと云えばそのとおりにんですが、要するに補正の仕方をどうするのかと、それから比較対象であるところの公益事業というのは一体何であるのかということが大問題であるということがくっきりといたしましたので、その点は力を入れて議論したいと思います。

それから、両社の役員の方の前で申すのも何だけれども、やっぱり結構言われますよね。特に、そう言うては何だけれども、九電さん、かわいそうだけれども、確かに今どき役員をふやす会社ってあるんですねみたいな、そういう反応があるのはどうにもしようがないところでしょう。役員の報酬については余り東電のときには議論しなかったんですが、今回真剣に、前はいいかげんという意味ではないんだけど、私はいいかげんだから、役員の報酬なんてどうでもいいじゃんと思っていたんですが、そうはいかないということを確認させられましたので、よく肝に銘じます。

それでは、秋池先生、最後にご発言をいただいて、このテーマについてはここで一区切りということにさせていただきたいと存じます。

#### ○秋池委員

賃借料についてなんですけれども、それぞれ各社さん事例を示していただきまして、近隣の水準よりも安いですよという例が出ているんですけれども、恐らくこれが一番大きい賃借料の一つだということでお出しになっているんだと思うんですが、これも金額全体としては、特に借地借家料などは、関西電力さんで言えば200億円近くあるわけですので、こちらに単価の算定方式として、このようにやっていますというふうに書いてあるんですが、かつ、あらゆるリストを近隣と比較するという事は難しいので、ここに書いてあるものの、本当にこれがその時代時代にふさわしい賃借料になっているのか、社内でどういうプロセスをもってその見直しをしているのかということについて教えていただきたいと思います。

それからもう一つ、先ほど来話の出ている人件費の中の学歴補正のことなんですけれども、私は学歴補正というのは抵抗があるなと。男女の差をつけるのと同様に抵抗のあることだと思っております。同じ学歴でも、例えばより専門性の高い仕事をしている方の賃金というのは、水準

としては高くなるわけですし、あるいは世の中で求めに対して供給のほうが少ないとか、人手のほうが少ない領域というのは、やはり高くなっていくということは当然ございますので、何をもって学歴とするかという定義そのものも非常に曖昧だとは思いますが、もしどこを卒業したということをもって学歴補正と呼ぶのであれば、それはちょっとおかしいかなと。

今、企業の中でも、学歴で差をつける企業というのはなくなってきていて、職能で違うというのはあると思うんです。それは人材市場の中での需要と供給のバランスの中で決まっていますから、職能で見ていくというのであれば職能ということで、学歴でもいろんな職能はありますので、学歴補正というのはないんじゃないかというふうに思います。

一方、年齢の補正が入っているということなんですけれども、日本の場合はかなりの企業が終身雇用で、年齢が上がるとある程度給与水準が上がっていくということがございますので、これをもっていろいろな検討が行われているということなんだと思うんですが、年齢が上がるとするのは実は年齢ではなくて、その業務に対する習熟度が上がっているということの評価して給与水準が上がるといことだと捉えたいと思いますので、そのあたりも勘案して、山内先生がおっしゃるように、整合性というのは非常に重要だと思うんですけれども、変な議論にならないようにお願いしたいなと思っております。

○安念委員長

賃料は、どうでしょう。

○秋池委員

これ、全部のリストというわけには当然いきませんので、どういうプロセスで賃料の水準を見直しているかということについて教えていただければ。

○安念委員長

普通の企業の場合だと、ビルとかサーバーとか、そういうものの賃料でしょうけれども、電力会社さんの場合は送電線の地役権が賃料という形で入っているんじゃないですか。

○秋池委員

きっと、線下使用料とか電柱の敷地料とか、これは恐らくどうにもしようがない部分はあるんだと思うんです。

○安念委員長

電力会社にしかないものですが。

○秋池委員

そうですね。だから借地借家料を中心に、借地借家の中にも変電所であるとか発電所のどこの部分とか、そういうのもあるかと思いますが、主には事務系の施設にかかわるような、町なか

にある借地借家料は周辺との比較もやりやすいと思いますし、あとはスペースの問題というか、過剰にスペースを借りているとか、そういうことがないということをご説明いただければというふうに思います。

○安念委員長

何か現時点でコメントいただくことはありますか。

○岩根取締役副社長

基本的には鑑定とか市況調査でやっていると思いますが、そのプロセスというか、どういう資料をどういうふうに見て、どのように評価しているかということを整理して、お出しさせていただきたいと思います。

○安念委員長

秋池先生のおっしゃるのは、テナントが電力会社さんなんだから、さぞやよい条件で、と世間では思っていますよねということですよ。私もそう思うんです。それは大家の立場からすれば、電力会社は絶対取りっぱぐれがないんだから、それは2割ぐらいのディスカウントはあるのは当然でしょうと思いますよね。要するにそういう話ですよ、下世話なことを言うと。

○松村委員

すみませんが、秋池委員が後半におっしゃったことは全く納得しかねます。問題になっているのは、年齢を補正するのに学歴を補正しないというのは恣意的なのではないかということであり、学歴が同じでも賃金の格差は、ほかの要因によって、能力だとかその技能に対する需要の状況だとかによって違うというのは全くそのとおりですが、年齢だってそうじゃないですか。同じ年齢だって大きな差があるというのは当然なことで、何で年齢はコントロールするのが当然で学歴はそうでないのか、今の理屈で正当化できるはずがないと思います。

それから、年齢を重ねるということは、年齢を見ているのではなくて、それによって技能が高まっているからだ。その理屈を否定はしませんが、それは同じことを学歴にだって言う人はいるわけですよ。学校教育はトレーニングだと、それによる生産性の差があるのだという理屈です。そういうことを言い出せば学歴でも年齢と全く同じことが言えるわけです。今のご説明の理屈で、年齢は補正するけれども学歴は補正しないということを正当化できるとは到底思えません。

日本の慣行からいって、実際には年齢が高い人の賃金が高いということが広範にあるじゃないか、だから補正するのは自然だという理屈に関しても頭からは反対はしません。実際に参照する従業員1,000人以上の企業でそういう傾向が出ているから補正するわけですよ。だけど、それを言ったら学歴だって同じなんじゃないですか。世界的に見たって、それがいいかどうかは別として、学歴によって平均的な賃金の差がある。もちろん同じ学歴の中での差のほうがはるかに大

きいわけですが、平均的に差があるというのは、日本でももちろんそうですが、世界的にも見られる現象なわけですね。年齢よりもっと広く見られる現象なわけです。そういう現象があるのだから年齢補正は受け入れてもいいというなら、学歴補正だって同じだと思います。

しつこいようですが、私は、学歴は入れないけれども年齢を補正するということを許容するかどうかというのが最初の問題点で、両方入れる、両方入れないでどっちがいいのかという議論は次の問題であると思います。片方だけ入れるというのも合理的だという説明は、私は今の説明では到底納得しかねます。

以上です。

○安念委員長

ありがとうございました。そうおっしゃるだろうなと思って伺っていました。これは統計資料というものをどういうふうに扱うかという問題と、もう一つは一種の世界観の問題だから、すぐに結論が出る問題ではありませんが、追い追い議論いたしましょう。どっちみち議論しなきゃならないから。

それでは、一応これで一区切りさせていただいて、余り時間もないんですけども、次に移りましょうか。残った論点については、もちろんまた後日議論いたします。

### 3. 個別の原価について

#### ー修繕費・スマートメーター関連費用

○安念委員長

次に、本日2つ目、といっても30分もなくなってしまいました。修繕費とスマートメーター関連費用についての議論に移りたいと思います。

まず、事務局からそれぞれ論点をご説明いただきまして、その後、両電力からというふうにいたしたいと思います。

では、まず片岡課長。

○片岡電力市場整備課長

資料6をごらんください。修繕費とスマートメーターの費用でございます。

資料の3ページに修繕費の概要がありまして、(ア)というところで四角囲いしていますけれども、修繕費は、固定資産の通常の機能を維持するための部品の取り替えあるいは補修、点検、こうした費用が含まれております。具体的な内容は、下に関西電力、九州電力としてまとめております。

それから次のページ、2アップになっているのであれば、5ページを先に見ていただいたほう

がいいかと思えますけれども、審査要領のほうでどういう基準になっているかといいますと、(ア)とありますけれども、各社一律で、人件費のような一律の基準を設定するのではなくて、各社ごとに設備の古い、新しいもあるでしょうから、過去の実績をもとにした基準、帳簿原価に占める修繕費の割合であります修繕费率等をメルクマールとして設定すると。その上で、査定においては効率化努力とあわせて、今後想定される投資の増加に対する事業者の取り組みを個別に考慮するというふうになってございます。

戻っていただきまして4ページでございまして、今回、メルクマールとして過去の投資、修繕費のかけた度合いが今回の申請でどうなっているかということを見ておりますけれども、関西電力、四角で左のほうにありますけれども、直近3カ年の比率が、帳簿原価Bに対しましてAが1.98%、今回の申請はそれに対しまして1.85%ということで、中に入っているということでありまして。九州電力につきましては、5年の平均で2.22%、それに対しまして今回2.19%ということで、入っていると。他方で、参考として下にありますけれども、東京電力のときは5カ年で計算しまして、1.44%にはまっているということでもございました。

関西、九州、試みに3年、5年それぞれ見ておりますと、関西電力は3年でも5年でも、今回1.85%なので下回っていると。九州電力につきましては、3年の場合にははみ出ている、5年だと入っていると、そういうことになってございます。

論点でございまして、6ページであります、(ア)と(エ)というところですが、基本的には(ア)と(エ)は、ほかの調達関連の費用、今日ご説明ありました効率化努力と同じであります、第三者の視点が入っていない中で、コスト削減の努力あるいは効率化の努力をどのように評価していくか、それから関係会社の取引等をどのように考えるかという論点がございまして。

その前に、(イ)ですけれども、先ほどの修繕费率でございまして、メルクマールというふうになっておりますが、年限については特段、審査要領には書いてございません。今回、関西は3カ年、九州は5カ年でとっておられますけれども、どういうふうにするか。(イ)の横棒で書いてありますけれども、短期的な増減の影響を抑えるために、一定の長期間をとるべきというふうに考えますけれども、どの程度の期間が適切かということでもございます。

(ウ)のところは、その上でさらに、不必要な設備について修繕費をかけるというのはおかしな話になりますので、例えば、バーで書いてありますけれども、除却設備、廃止する設備に係るもの、あるいは送電線をつくったけれども、まだ需要がそこまでいっていないので空いているといったようなもの、こういうものについては修繕費も認めないということが必要ではないかということでもあります。



続きまして、8ページ、スマートメーターの関連費用であります。9ページから中身がありますけれども、まずスマートメーターの定義でありますけれども、1つ目の丸、従来の機械式メーターと比較しまして、需要家・電力会社間の双方向の通信機能を備えた電気メーターというふうになってございます。ご承知のとおり、震災後の需給逼迫の中で、使用量の見える化でありますとか、柔軟な料金体系という観点から、非常に期待が高まっております、7月のエネルギー・環境会議におきまして、「今後5年以内に総需要の8割」という政府の目標を立ててございます。

10ページでありますけれども、今回の原価算定におきまして、両社でつくっております計画が下のほうにありまして、関西電力さんにつきましては平成28年、5年後に8割、九州電力さんにつきましては平成30年のタイムで8割という計画になっているということでございます。

原価につきましては、11ページにございまして、これも詳細、各社からありますけれども、従来型の計器に比べまして、当然機能がアップしていますので高いということで、その分は増加になります。トータルでは、いろいろな効率化努力がきいてくるので、全体としては費用は低減していくということでございますけれども、単体のメーターで見れば高くなるということで、このような増になってございます。

どういふメーターを入れていくかということでありまして、12ページ、13ページにございますけれども、関西さん、九州さんにつきましては、これら会社を中心にしまして開発したユニット式と言われる3つの通信、計量、負荷開閉という部分で、それぞれ着脱といいますか、取り替えできるようなユニット式のメーターを開発中、導入中でございます。

単価でございますけれども、現行、1台当たり3万数千円するということでございますけれども、原価算定期間それぞれに低減はしていくと。同じようなメーターですが、原価のあれが違っているのは、上のほうにあります仕様が異なるということにあるのかもしれませんが。

13ページは、東電はどうしたかということでございますけれども、現在、メーター本体及び通信システムについての仕様をまずオープンにした上で、発注についても入札を行っております。ちなみに形態としましては、先ほどのユニット式ではなくて、一体型と呼ばれるワンセットになったもので開発をされております。

単価につきましては、前回の査定におきまして、ちょっと飛びますけれども、15ページに東電の審査の結果の査定方針が書いてありますけれども、15ページの参考のところ、(2)で、入札をしていくということで、将来下がっていくということで、原価上は1台1万円で算定したということでございます。メーターの種類も違いますので、今回どうするかということはお議論かと思っております。

その上で、14 ページに戻りまして論点でありますけれども、まず導入計画が具体的にどうなっているか、それが原価算定期間及びその後も含めまして、費用対効果が十分に見込まれているかということを検証する必要があるかというふうに思います。

その上で、2つ目の単価でございますけれども、低減に向けた取り組み、例えば仕様の共通化でありますとか、入札等の手続の見直しをどうされているか、それから今回の織り込み単価が、例えば関西、九州が若干異なっているということについてどういうふうを考えるか、あるいは先ほどの東電等の他電力のものと機能や単価の面でどう比較していくかということでございます。

メーター単体ではございませんで、当然、通信でデータをやりとりする費用でありますとか、そのためのシステム関連費用がかかってまいります。これにつきまして、子会社・関連会社への随意契約になっているものについては、これは先ほどの調達一般と同じでございますけれども、入札を行った場合の価格等と比べて十分安価になっているかということを確認していただくということかと思えます。

私からは以上です。

#### ○安全委員長

ありがとうございました。

それでは、関電さんからお願いいたします。

#### ○岩根取締役副社長

それでは、資料7-1、修繕費のほうでございます。

1 ページでございます。修繕費の概要でございます。

原子力発電所の稼働率低下に伴い、定期検査を先送りしてフル稼働していた火力発電所の定期検査が増加することや、スマートメーターの本格導入といった増加要因がありますが、発注価格の削減織り込みや工事の実施を精査することなどにより、前回改定並みの水準に抑制しております。今回の修繕費の算定につきましては、主な工事目的ごとに諸計画との整合を踏まえて積み上げた件名分と、発生が見込まれるものの予想が難しかったりするため、過去実績に基づき算定した一括分とを合わせて積算しております。なお、全体の92%が件名分となっております。

2 ページでございます。修繕費の水準についてでございます。

修繕費の水準につきましては、電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議でメルクマール事例として挙げられました過去の帳簿原価に占める修繕費の割合である修繕費率と比較しても下回っております。直近の3カ年の修繕費率実績は1.98%であるのに対して、今回の修繕費率は1.85%となっており、適切な水準と考えております。

3 ページでございます。修繕費の効率化の取り組みについてでございます。

競争的発注方法の拡大や仕様見直し等の取り組みを通じて、発注価格の削減を織り込むとともに、スマートメーターの単価低減や工事内容の見直し等により、3カ年平均で287億円の効率化を織り込んでおります。

4ページでございます。スマートメーターの効率化についてでございます。

試験導入期間中にコスト削減に取り組み、ケースの素材変更や構造変更等の仕様の見直しや参入メーカーを拡大し競争入札を実施することで、単価低減を実現しております。今後もこのような単価低減を継続して進める予定でございます。

なお、スマートメーターについては、後ほどさらに説明させていただきます。

5ページでございます。修繕費の内容についてでございます。

各設備において、法令に基づく検査並びに検査結果に基づく必要な対策・修理など、中長期的な安定供給のために必要な費用を見込んでおります。

なお、台風などの災害復旧に要する費用を災害復旧修繕費として織り込んでおります。

6ページでございます。火力発電設備、原子力発電設備の修繕費の内訳でございます。

発電所の定期検査並びに定期検査に関連する費用、経年劣化・機能維持などに区分して記載しております。火力発電設備では、大規模定検を含めた定期検査台数の増加を見込んでおります。

7ページでございます。火力発電所の定期検査についてでございます。

火力発電所の定期検査については、供給力確保のため、災害規定の適用を受けて繰り延べを行っておりますが、設備の信頼性確保のためにも、需給上許容される時期に速やかに検査を行っていく計画としております。原価算定期間では、これまで繰り延べてきた定期検査の影響に加え、姫路第二発電所の運開による台数の増加もございます。

8ページでございます。災害復旧修繕費についてでございます。

災害復旧修繕費は相当の頻度で発生しており、電気事業運営上必要な費用であると認識しておりますので、ご確認ください。

9ページでございます。今回の修繕費の主な事例でございます。

詳細な説明については割愛させていただきますが、水力発電所のオーバーホールは、平成23・24年度は供給力確保のため繰り延べていたものを25年度以降で実施する予定です。実施に当たっては、劣化診断に基づき再精査した上で抑制して取り組む計画です。

10ページでございます。送電鉄塔の中空鋼管修繕については、内面のさびの状況に応じて塗装を行うものですが、高度経済成長期に建設された設備の多くが点検・塗装時期を迎えるものの、物量を抑制した計画で織り込んでおります。

修繕費については以上でございます。

続きまして、スマートメーターのほうに移らせていただきます。

資料7-2でございます。

1 ページ、スマートメーターについてご説明いたします。

これまでの取り組みの概要ですが、真ん中に年表がございます。平成11年より、スマートメーターシステムの中でも特に重要な通信方式の開発に着手いたしました。確実性、低コスト、長期信頼性等の観点から、無線ではメーターからメーター間でデータを受け渡し収集するバケツリレー方式が、有線であればPLC方式が有効という結論に至り、以降、開発を進めてまいりました。あわせて、スマートメーター本体の開発にも平成14年から着手し、国内の複数の計器メーカー、電力会社と知見・ノウハウを出し合いながら、共同で開発を進めております。なお、複数のメーカーと開発を進めることで、競争によるコスト低減やマルチベンダーによる安定供給の確保を図っております。

次に、異メーカー間であっても確実に動作するように、平成19年からは、予備試験等においてさまざまな組み合わせパターンを検証し、確認を行っております。平成20年からは、作業面や品質面でのさまざまな検証・評価を行い、効果の確認を行っております。

2 ページ、当社のスマートメーターの特徴です。

メーターはお客様の家の壁などに設置し、メーター前後の配線はお客様の持ち物でございます。スマートメーター化に当たっては、配線やメーターボックスなどをそのまま変更とならないよう、同じ寸法で開発を進めてまいりました。

当社のスマートメーターの特徴は、ベース部分に機能ごとの3つのユニットを差して使うことができる構造になっている点です。真ん中の計量ユニット単体で従来の電力量計と同じ機能があり、通信ユニットを上部に、開閉ユニットを下部に組み込んだ構造になっております。

ユニット構造にした理由を下段に記載しておりますが、1点目は安全・サービスの向上です。従来のメーターを交換する際には、電気が流れた状態で配線をメーターから抜き差しするという作業をしておりました。ユニット式計器では、コンセントと同じように各ユニットを抜き差しするため、安全かつスピーディーに取り替えができるようになります。

2点目はコストです。計量法に基づく10年ごとの取り替え工事においては、計量ユニットのみの取り替えで対応ができ、ベース部分は取り替えせず済むため、取り替えコストが抑制でき、ライフサイクルコストの低減を図ることができます。

3点目は拡張性・柔軟性です。通信の技術進歩にも、ユニット構造であれば柔軟かつ必要最小限の変更で対応できます。当社も実運用試験中に無線LAN方式などの新たなメディアを導入するなど柔軟に対応しており、計量と通信の進歩の違いにも対応できる構造となっております。

3 ページでございます。システム全体の概要とこれまで検証してきた項目や課題について説明いたします。

中央に模式図がございますが、右側のお客様のところから、メーターのデータがバケツリレー方式で電柱の集約装置に集まり、通信網を介して左側のデータセンターなどに集約され、サーバー側で時間帯別の計算などを実施いたします。周りにこれまで弊社が検証してきた課題の一部を記載しております。

上段では、多様な料金メニューの提供が可能となるシステム開発や、あらゆる環境下で確実に通信を行うための通信接続性の向上への取り組みなどについて記載しております。また、下段に記載のとおり、セキュリティ対策や従来型計器とスマートメーターが現場で混在し、日々状況が変わっていく中で、確実な検針業務が実施できるように、システム面、運用面での対策にも取り組んでおります。

4 ページでございます。セキュリティ対策につきましては、暗号化やアクセス制限による不正侵入の防止など、ごらんのとおりさまざまな対策を織り込んでおります。

5 ページでございます。スマートメーターの導入計画についてでございます。

平成 20 年度よりスマートメーターの試験導入を開始し、平成 24 年 11 月末現在で累計約 166 万台のスマートメーターを導入しております。日々取りつけ工事を行っており、現状では日に約 2,000 から 3,000 台程度ふえている状況でございます。

平成 24 年度からは段階的に導入数を拡大し、平成 26 年度より供給工事、法定取り替え工事などの全ての工事機会にスマートメーターを導入する計画としております。計画では、平成 26 年度から法定取り替え工事が一巡する平成 35 年度に、全数スマートメーターにする計画でございます。参考資料 23 ページには、5 年 8 割の政府目標の達成が書いてございますが、それに向け、展開してまいりたいと考えてございます。

6 ページでございます。スマートメーターの原価算入費用でございます。

今回の原価に織り込んでおりますスマートメーター関連の費用は、計器の増分で年平均約 115 億円、その他を含めまして年平均約 161 億円としております。

7 ページでございます。今申し上げましたスマートメーター増分資材費の考え方をここに記載しております。

8 ページでございます。スマートメーターのコスト削減についてでございます。

品質・性能を確保し、開発当初から採算を考慮した目標価格を設定し、取り組みを進めてまいりました。昨今の情勢変化を踏まえ、さらなるコスト低減を図ることで、目標単価を低減する取り組みを進めているところでございます。

平成 24 年度は、主要機種となる 60 アンペア計器を中心に、ケースのプラスチック化、ネジレス化を初めとした部品点数削減、通信ユニットの省電力化など仕様見直しを行いました。加えて、導入メーカー間での競争入札を実施することで、単価をさらに削減いたしました。平成 25 年度以降も、仕様見直しや競争入札等に取り組むことで、現段階の目標単価の当初の 1 万 6,400 円から、約 1 割低い 1 万 4,800 円に設定し、その実現に向けたコストダウンに取り組んでおります。

9 ページでございます。

さらにコスト低減を図るため、仕様のオープン化を進めようとしております。その検討状況ですが、ユニット式計器は、開発に同意した電力・メーカー計 13 社で共同開発したものであり、仕様を公開するには各社と共有している知財の整理が必要となります。現在は、仕様公開に向け、その調整を進めているところであり、整理ができ次第、仕様のオープン化を図りたいと考えております。

10 ページでございます。海外のスマートメーターを日本仕様に改造した場合の価格を推定したものです。

海外製には米国製、欧州製などがありますが、線式や設置環境など仕様の変更や品質レベルの向上などを図る必要があります。それらの改造を見込んだ推定単価は約 1 万 5,000 円程度と考えております。

11 ページでございます。ユニット式計器の長期的なコストの優位性について説明いたします。

ユニット式計器は、計量法に基づく法定取り替え時に、ベース部分は取り替えず、計量ユニットのみの取り替えで対応できることから、左下のグラフのように取り替え時の費用を抑制することができます。また、耐用年数についても、加速劣化試験を行うことで 30 年以上の耐久性を有していることを確認しておりますが、仮に法定取り替え期間の 2 サイクル、20 年で平均工事費を見た場合でも、工事費は約 1 万 200 円程度になると考えております。

12 ページでございます。

また、海外製を初め 1 万円の一体型スマートメーターがあると仮定し、ここでは 11 ページと違い、割引率を適用した平均工事費でコスト比較をいたしました。ユニット式計器は、一体型計器に比べランニングコスト面ですぐれており、長期的に見て合理的であると考えております。また、通信技術の進歩が速く、通信メディアの変更をしなければならない場合、こちら通信ユニットの取り替えだけで対応できることから、一体型と比較して低コストで対応できると考えております。

13 ページでございます。スマートメーターに関する費用対効果の推移をあらわしたものです。

スマートメーターの導入当初は、費用が効果を上回っておりますが、導入台数の拡大とともに、

検針や現場出向業務の効率化効果等の増加が見込まれるため、平成30年には効果と費用の差分がプラスに転じ、累積値は平成36年ごろには黒字になると試算しております。

右下の棒グラフですが、平成20年から平成45年の間の年平均の値として、効果については現時点で業務効率化や設備投資の抑制、需要抑制効果として、合計で約192億円を見込んでおります。費用としましては、スマートメーター等の導入にかかわる費用や遠隔検針等に必要な通信費用として、合計約106億円を見込んでおります。

14ページ、先ほど説明いたしました費用対効果の内訳でございます。

なお、現在進めている実証プロジェクトの結果等を踏まえながら、さらなる需要抑制や料金メニューの拡充などの効果拡大に努めてまいります。

説明は以上でございます。

○坂口取締役常務執行役員・経営企画本部長

続きまして、九州電力のほうから説明させていただきます。

資料8-1でございます。

1ページに修繕費を書いております。

修繕費の原価算定に当たっては、それぞれの設備について安全・法令遵守に関するもの及び点検結果に基づき安定供給の維持に必要な最低限の対策を織り込んでおります。今回原価につきましては、設備の経年劣化や法規制等への対応などの増加要因はあるものの、今後の効率化努力を織り込むことにより、前回原価と同水準の1,941億円となっております。

2ページでございます。修繕費の算定に当たっては、個別件名の積み上げによる件名分が94%、障害対応分など過去の実績に基づき算定した一括分が6%となっております。

3ページでございます。修繕費の水準は、審査要領にメルクマールとして記載されている過去の帳簿原価に対する修繕費の比率と比較しても適切な水準と考えております。具体的には、今回申請値の修繕費率は2.19%であり、メルクマールの2.22%を下回っております。

なお、当社では、平成22年度の第1四半期は特別損失により、23年度は需給関係費の増加等により赤字を計上しております。このため、修繕費につきましては緊急避難的に抑制した水準を継続している状況でございます。したがって、メルクマールの期間につきましては、中長期的な設備保全の観点から、東京電力さんと同様の5カ年を採用しております。

4ページでございます。送変電設備の高経年化の状況について記載をしております。

当社の送変電設備は、経済の高度成長に伴う電力需要の伸びに対応して建設したものが多く、高経年化をしてきております。さらに、近年の電力需要の伸びの鈍化により、拡充工事に伴う設備更新が減少し、高経年化が一層進展する傾向でございます。

例えば、鉄塔の経年分布のグラフを見ていただきますと、経年 50 年以上のものが現在 2,246 基、全体の 9%程度ありますが、今回の設備投資計画に基づく老朽設備の建て替えを行っても、今後 10 年間で経年 50 年以上の鉄塔の割合は倍増する見込みでございます。電線についても同様の傾向です。

これに対しまして、設備の余寿命診断技術の精度向上や個別の状態に応じた適切な補修により、設備を可能な限り長期間活用する取り組みを行っていますが、供給信頼度の維持のためには、高経年設備の増加に応じた修繕が必要になります。

5 ページ、6 ページは、配電設備、火力設備の高経年化状況を記載しております。送変電設備と同様、計画的に修繕を行う必要があると考えております。

7 ページでございます。災害復旧修繕費の扱いについて説明をしております。

台風・大雨等の被害によって機能が低下または喪失した設備の原状回復のための費用として、平成 15 年度から 24 年度の 10 カ年平均で約 21 億円の災害復旧修繕費が発生しております。九州は台風の経路に離島を多数抱えているとともに、平年値で年 3 回程度の接近、年 1 回程度の本土上陸が見込まれます。台風が上陸すれば数億円から十数億円以上の修繕費が発生している状況であり、今回原価におきましては、災害復旧修繕費として、平成 19 年度から 23 年度の 5 カ年実績平均の約 5 億円を計上しております。

8 ページは、台風及び豪雨による被害の事例でございます。

9 ページ、10 ページは、それぞれ修繕工事の事例として、火力発電所の定期検査及び鉄塔の防錆塗装・補修を記載しております。

九州の特徴として、周囲が海に囲まれておりますので、特に沿岸部や離島において、海塩粒子の影響による鉄塔の腐食が著しい傾向にあります。このため、鉄塔の防錆塗装・補修の計画的な実施は、設備保全上の重要事項の一つであります。

11 ページは、修繕費の効率化の取り組みでございますが、既に説明しておりますので、詳細は割愛させていただきます。

12 ページは、前回委員会で飯田オブザーバーからご質問のあった火力・原子力それぞれの修繕費の内訳について記載をしております。

以上が修繕費についての説明でございます。

スマートメーターにつきましては、当社お客さま本部の大島から説明を行います。

○九州電力株式会社説明補助者

続きまして、スマートメーターにつきまして説明をさせていただきます。

資料 8-2 でございます。



まず、1ページでございまして、当社におけるスマートメーターの導入の基本的な考え方につきまして紹介をいたしております。

最初の丸につきましては、国のご方針でございますので省略いたしまして、2番目の丸に当社の現状について紹介しております。平成22年からスマートメーターを逐次導入を開始いたしまして、24年度末までに累計で37万台の導入の予定でございます。25年度から27年度の原価算定期間につきましては、毎年30万台ずつの導入を図る予定でございます。この後、ずっと継続をしていきたいと考えております。28年度以降はいよいよ本格的な導入ということでございまして、80万台以上の導入を図りまして、何とか、5年8割というところまでいきませんが、その目標に近づく努力をしたいと考えているところでございます。

今のところ、当社は離島とか山間部が非常に多うございまして、なかなか全数導入するというのは時間がかかります。そのために、10年後の平成35年までに一般地域につきましてはほぼ導入を図りたいと考えておりますが、離島等については少し時間を要するかと考えております。

2ページは、関西電力さんと共同で開発いたしましたスマートメーター、ユニットメーターを使っておりますので、その特徴について紹介いたしております。これは先ほど詳しいご説明がございましたので省略いたしますが、今後、新しいメーターがいろいろ東電さんあたりでも開発をされておりますので、そういう市況の状況、海外製品の状況、そういうものを踏まえながら、また柔軟な対応も考えていきたいと考えております。

3ページは、スマートメーター導入によります社内業務及びお客様サービス向上について紹介したものでございまして、下のほうの営業所業務というのが当社の社内業務、検針とか契約の変更に伴う計器の取り替え、そういうものが簡素化される、早くできる、工事上の安全も確保できるというものを紹介いたしております。

右上のほうのお客様サービス向上につきましては、電気の使用状況が見える、双方向通信によっていろいろなデータの提供ができる、デマンドレスポンスの対応もできるというものでございます。さらに、省エネコンサル等にも使っていきますが、もう一つ大きなものとしまして、お客様サービスの最後には書いてありますが、低圧の停電状況の把握ができると。当社では高圧の停電状況については全て把握しておりますけれども、低圧については今のところ全く把握できておりませんので、スマートメーターを導入することによりまして、個々のお客様の戸一戸が停電しているかどうかという確認ができると、保安上も非常に役立つと考えております。将来的には、太陽光等の発電状況を双方向の計量が1つのメーターでできるというような、いろんな多目的な使い方を考えていきたいと考えております。

4ページは、スマートメーターの導入の現状と計画の概要ということで、これは冒頭申しまし

たことの具体的な内容について紹介いたしております。

下のほうの表に導入率を書いております。これはキロワットアワーでの割合での導入率というふうに見ていただければと思います。高圧以上については全数終わっておりますけれども、低圧については、今、鋭意進めているところでございまして、平成28年度で約2割の導入になりました。総需要でいきますと7割弱がスマートメーター化になると、平成30年で国の目標でございまして8割をやっと達成するというような状況でございまして。今のところ平成35年でほぼ全数でございまして、完全に終わるのは、平成37年と書いておりますが、離島の通信インフラ等の整備状況に応じては、これが少し延びるのではないかという懸念もございまして。

それから、5ページにその具体的な通信方式について紹介をいたしております。これも関西電力さんのほうでもいろんな通信方式をされておりますけれども、九州では都市部と違いまして、郡部でのいろんな通信方式を検討する必要もございまして、現在、左側の箱の中に書いてありますが、現在の通信方式としまして、特定小電力無線のマルチホップ方式と、PLCと言います集合住宅等の低圧の屋内配線を活用した方式、こういう方式を今採用しているところでございまして。

ただ、マルチホップの特小無線というのが信号自体が非常に弱うございまして、検針値が十分とれないというようなこともございまして、現在、さらにこれを一步進めまして、右のほうの、現在開発中と書いてありますけれども、普通の携帯電話の無線等にも使われておりますWiMAXという新しい、これは国際標準で、データ電送のために規格化された方式でございまして、こういうものが最有力ではないかと、九州地区に非常に適合しているのではないかとということで、採用を検討しているところでございまして。

次の6ページに、その辺の具体的な比較をしたものがございまして、これは見ておいていただければと思っております。マルチホップ方式といいますのは、関西電力様のほうではバケツリレー方式というふうに使われていまして、メーター同士でデータをやりとりしながら、中継器までデータを運んでくる方式でございまして、家と家との間が200メートルぐらいの範囲の限定がございまして、九州では需要密度が低うございまして、この辺がうまくいかないところもあるということでございまして。

一方、携帯電話等のアンテナを使いました直接無線方式でいきますと、1キロから2キロというようなかなり広範囲な通信ができるということがございまして、確実にデータがとれるということもございまして、通信料は必要でございまして、こちらのほうが、今後のインフラの整備状況を考えますと適しているのではないかとということで、現在、試験実施のための開発をしているということで、25年度に試験をいたしまして、26年度の実用化試験から検証をいたしまして、28年度から本格採用を考えているところでございまして。

その九州の地域エリアをイメージしました導入の考え方については、7ページで紹介をいたしております。都市部では光ファイバー等が十分構築されておりますので、こういうものをうまく活用しましたいろいろな方式が活用できるわけですが、九州の大部分については、まだ光の未導入エリアが多うございまして、右のほうの一般地域と書いてありますが、こういうところでは、先ほどのWiMAXとか、WiMAXが到達していないところについては一般の携帯電話とか、また特小無線方式とか、いろいろな方式をフレキシブルに活用しながら、漏れなく検針をしていく方式を考えているところでございます。

それから、次に8ページでございます。今回の原価算定期間におけますスマートメーターの導入費用について紹介をいたしております。これも関西電力さんと同じような考え方で整理をいたしております。増分費用につきましては、年平均38億円の導入ということで考えております。それから、関連します通信工事費、システム開発費等を含めると、年平均61億円を原価に織り込ませていただいております。

一方、効果につきましては、下の表に書いておりますが、まだまだ導入比率が非常に少のうございまして、検針の費用の削減とかいろんな計器の取り替え工事の不要化等によりまして効果は見込まれるわけですが、平成25年、26年、27年におきましては、トータルでも5億円程度の効果しか今のところ見込めないというような状況でございます。将来にわたりますと、これがもっとふえてくるのではないかと考えております。

9ページにその効果につきまして具体的に紹介をいたしております。この部分は割愛させていただきます。

続きまして、10ページでございます。スマートメーターのコスト低減の状況とランニングコストについての紹介でございます。

当社のスマートメーター、メーター基本部分につきましては、関西電力様と共同開発の部分でございまして、同じコストできておりますけれども、通信ユニット等につきましては当社独自で開発いたしまして、数が少のうございまして、まだまだコスト低減の十分な効果が出ていないというような状況でございます。現在、3万円ちょっといたしますが、平成30年には1万6,000円程度までコスト低減を図る計画で、今、鋭意進めております。将来的にはこれをさらに1万円の計器等まで目標に、現在、コスト低減には鋭意取り組んでいきたいと考えております。

それから、海外メーターについての比較を右の表に書いてありますが、海外メーターは100ドル計器というようなこともございまして、1万円程度かというふうに見ておりますけれども、残念ながら海外メーターは、現在のところまだ、日本電気計器検定所の型式をとったものはございません。我々はまだ使えませんものですから、残念ながら今のところこのユニットメーターを使

っているという状況でございます。

ユニットメーターは、現在、1万6,400円、これは平成30年度の単価でございますが、この単価を用いまして、20年以上使えるということでございますので、その経費を20年使用時のコストを比較したものがその表でございます。海外メーターは、メーカーさんの設計耐用年数が10年程度と聞いておりました、10年目に取り替えるということでございます。海外メーターが2万4,600円と。現在我々が使っておりますメーターでいきますと、これが2万2,400円ということでございます。結果的には2,000円程度のメリットが出てくるというふうに考えております。

11ページは、その具体的な内容につきまして紹介したものでございまして、下の表だけ見ていただきますと、初期投資的には海外メーターのほうが1万3,000円程度で安いわけですが、海外メーターは10年で捨ててしまっただけ全部取り替えるという格好になりますので、10年目もやはり同じ程度の工事費がかかります。一方、ユニットメーターにつきましては、最初は2万円程度、初期投資は高こうございますが、10年目に取り替えるときには、それは2回目の修理をしたものを使うということで、ほとんど修理するところがございますので、検定費用や修理費用だけが上増しになるということでございます。20年間のトータルの費用でいくとメリットが出てくるというものでございます。

次に、12ページは、今後、費用と効果がどうなるかというものをグラフで紹介したものでございます。これは、先ほど関西電力様のほうでもご紹介されたものと同じでございますが、当社のほうは少し導入のペースが遅うございますので、費用のほうはずっと出てまいりまして、効果のほうは後追いになるということでございます。平成32年ぐらいには年度の費用と効果が逆転いたしまして、効果が上回るというような状況でございます。今のところ、平成41年ぐらいに累計の費用を効果のほうを上回らして黒字化になる、さらに平成47年まで見ますと、累計で645億円ぐらいの効果が見込まれるということでございます。

これを平成22年から平成47年の年平均の費用と効果に分類したものが、下のグラフでございます。費用については年55億円、一方、効果につきましては、検針業務の効率化、配電業務の効率化、それからデマンドレスポンス等を踏まえまして、約80億円の効果が見込まれるということでございます。年に25億円の効果を期待しているところでございます。

13ページは、その具体的な内訳でございますので、これについては省略をさせていただきます。

それから、14ページでございます。先ほどの経済性につきましては、平成22年から平成47年ということしておりますけれども、スマートメーター全数導入までにどれぐらいの費用がかかるのかと、これは平成22年から平成37年の合計値になりますが、この費用について紹介いたしております。今のところ1,058億円程度の費用がかかるということでございます。下のほうに

表がございますが、半分ぐらいがスマートメーターの導入費用と、残りが通信設備とか通信料とか、そういうものだという事でございます。

それから、15 ページは、現在申請原価に計上させていただいておりますスマートメーターの関連費用の詳細版でございまして、修繕費からいろいろな細かい費用について展開したものでございます。

それから、16 ページにつきましては、これはスマートメーターではございませんが、現在まで我々が使っておりました電子メーターや機械式メーターの購入台数と購入単価について、参考までに紹介しているところでございます。

最後のページについては、メーターのイメージとどういう機能があるかということを紹介した資料でございます。

以上でございます。

#### ○安念委員長

どうもありがとうございました。

では、修繕費とスマートメーター関係のディスカッションは次回にいたしましょう。毎回、私の取りさばきが悪くて、先送り先送りになって本当に申しわけございませんでした。ですが、言いわけがましいんですが、こうやって公開の場でやっているということは、情報公開という意味もあって、委員の先生方はもとよりのことですが、オブザーバーの皆さんからも十分にご発言をいただきたいし、さらに両電力の方にも、ご説明、ご答弁はもとよりですが、言われっ放しである必要は全然ありませんので、もちろんご反論はあるだろうから、それも存分にしていきたいと私は思っております。そうするとどうしても、資料の整理もあって時間がかかってしまう。一方、ところが標準処理期間の問題もある。さらに、こう言うては何だけれども、両社さんも毎日毎日、現状では出血が続いているわけだから、このまま出血が続くと出血多量になってしまうという現状ですので、そうゆるゆるもできないということで、両者トレードオフでなかなか難しいところがございますが、できるだけ頑張っって今後とも審議を進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

今日出ましたいろんな論点につきましては、次回以降の審議でまた活用していくわけですが、ご質問等で十分お答えしていただけなかった点については、次回以降、また引き続きご答弁、ご説明をお願いしたいと思います。

個別の原価について、全ての議論を終えたわけではございませんが、既に委員会の場で議論いただきました項目から順次、前回の東京電力の電気料金審査の場合と同様に、委員が2人もしくは3人1組といった形で原価項目を分担して、契約書の原本等の生のデータに直接当たりながら、

査定方針案を検討してまいりたいと思います。その上で、それぞれが検討した結果を本委員会に持ち寄り、委員会としての査定方針を作成していく。その際に、生のデータにつきましても、非公開の事例に当たるものを除いて極力公表する方向で検討するという方向でお願いをできればと存じます。

どの原価項目を分担するかにつきましては、委員の専門分野や前回担当していただいた項目等を踏まえまして、後ほど私のほうで案をつくって委員の皆様にお示しをしたいと存じます。

今後、委員会としては、まだ議論されていない費用項目や論点について、引き続きこの場で議論していくとともに、委員にはこれと並行して、生データに当たりながらの査定方針案策定作業を進めていただきたいと思います。そのような進め方でよろしゅうございましょうか。だめと言われても困るんですけども、そのようにさせていただきますので、特に2月に入りますと非常に密なスケジュールでお仕事をしていただかなければならないと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、委員の皆様は、非常勤の国家公務員として守秘義務のもとで生データに当たっていただきますので、その点はよろしくお願いいたします。

なお、守秘義務は墓場まででございますので、その点もよろしく。つまりその職を退いた後も同様とするというのが国家公務員法の定めでございますので、ずっと秘密にさせていただくものでございます。

それでは、事務連絡をお願いいたします。

#### ○片岡電力市場整備課長

次回の日程ですけれども、1月18日、来週ですけれども、開催いたします。詳細はホームページ上でご連絡します。

それから、1点ご報告でございまして、公聴会に関してであります。1月28日月曜日に大阪で、それから1月31日木曜日に福岡で公聴会を開催いたします。現在、消費者庁さんあるいは全国消費者団体連絡会の河野さん等のご協力も得ながら、関西・九州地域の地方自治体、消費者団体、中小企業団体、累計で1,200団体に対して、公聴会開催についての周知のご連絡を行っているところでございます。他方で、1月9日、昨日現在で大阪会場で意見陳述人は4名、傍聴人が66名、また福岡会場で意見陳述人は2名、傍聴人は60名という申し込み状況になっております。それぞれ申し込みの期限が、大阪につきましては来週、1月15日の火曜日、福岡につきましては1月16日の水曜日となっておりますので、募集いただいている方、あるいは一般的に幅広くよろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

○安念委員長

では、長時間にわたってありがとうございました。今後ともよろしく願いたします。

— 了 —